

第111回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和5年3月16日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入りますが、議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を昨日同様に実施しておりますので、ご理解をお願いします。

重ねてのお願いになりますが、議場内では、適切なマスクの着用をお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、昨日に続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） おはようございます。13番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、今議会では、道路の除雪対策とジェンダー平等の施策実現を求めるの2項目について質問を行います。

最初に、道路の除雪対策について伺います。

1月24日夕方からの積雪による除雪対応について、町民から「困った」という声が多く聞かれました。

具体的な声として、「町道で、かつて業者が来てもらえたところも、今回、来てもらえなかった」「地元で、機械のある人がしてくれた」また、「バイパス開通で県道から町道になった道路では、除雪には来てくれたが、仕事が粗く、むしろ危険になった」さらに、「バイパス開通で国道から町道になり対応が遅かった」「県道と国道の間の町道は、除雪ができていなく非常に危険だった。通学路でもあり、融雪剤をまくなど、対応を早急にするべきだった」などの声が聞かれました。

除雪や凍結防止剤散布など町道の除雪計画書は、どのようになっているのかを伺いたいと思います。

①つ、除雪基準についてです。積雪何センチで除雪を行うのか。また、これは、どこが判断するのか伺います。

②つ、業者委託契約内容について、業者はどのように決定されていますか。

③つ目、除雪は、全ての町道を対象にしていますか。

④点目、高齢化などで除雪作業が困難になっています。対応を考えるべきではないでしょうか。

⑤点目、宍粟市では簡易除雪機整備事業補助金交付制度があります。佐用町でも検討し

てはいかがでしょうか。

⑥点目、自治会など独自で対応された例を聞いています。支援制度が必要ではないか。この点について、伺います。

今回の大雪も、気候変動による影響が大きいと思います。その対応は待ったなしです。水害対応と同様に、雪害対策の取組が必要だと考えます。町長の見解を伺います。

2項目目は自席から行います。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。本日も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今日、最初の平岡議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、平岡議員からの道路の除雪対策についてのご質問でございますが、昨日の岡本議員からの同様のご質問で、今回の記録的な大雪の中での除雪の状況、対策につきましては、詳しく答弁をさせていただきましたので、平岡議員もご理解はいただいているものと思えますけれども、改めて、お答えをさせていただきます。

町では、この除雪につきましては、12月から3月にかけて、これを積雪期ということで、この積雪期における町道の交通確保を図るために町道除雪計画を策定しており、計画に沿って除雪作業を実施してきております。

昨日の岡本議員への答弁でも申し上げましたように、町道の除雪は、道路管理者であります、佐用町が行い、また、国県道の除雪につきましては、兵庫県光都土木の管轄となっております。しかし、交通ネットワークとして、国県道と町道は互いに連絡している状況でありますから、除雪に関しても相互に情報交換を行いながら、これを実施しております。

それでは、町道の除雪計画についてであります。まず①点目の除雪基準につきましては、これを原則、積雪10センチ以上になった場合に除雪を行うとしておりますが、その判断につきましては、町内に8か所設置されております兵庫県の積雪センサーの数値及び、道路パトロールにより県土木が除雪の判断をしておりますので、町は、それに準拠しているわけであります。

次に、②点目の業者はどのように決定しているのかということにつきましては、佐用、南光、三日月地域は、国県道に多くの路線が連絡をしているために、原則、県の指定業者と同様としております。

上月地域は、国県道から距離のある路線が多いために、県の業者とは別に、町が独自に業者委託をいたしております。

次に、③点目の、除雪は全ての町道を対象としているのかということでございますが、除雪計画で対象としている路線は、集落間を結ぶ道路や集落内の幹線となる道路などの92路線を除雪対象としており、通学路となっている路線も多く含んでおりますが、当然、町道全てと言われても、町道は1級、2級、3級、それぞれありますので、要するに幹線の道路ということで、対策計画は行っているわけであります。

なお、今回は、町内全域で積雪が30センチを超えるような記録的な大雪だったために、非常事態対応に切り替えて、除雪対象路線の拡大を業者に指示をいたしております。

次に、④点目の高齢化などで除雪が困難になっている。対応を考えるべきではないかということでございますが、全ての町道で、1軒1軒の家の前まで除雪をすることは、現実的に非常に、これは難しいことでございます。

しかし、今回の状況について、分析を、また、しなきゃいけないと思いますが、今後、除雪対象路線の見直しなども検討する必要があるのではないかというふうには考えております。

次に、⑤点目の除雪機材補助金ということについてでございますが、言われるように、宍粟市では、除雪機の購入に際しまして、補助金制度がありますが、佐用町では、宍粟市、とりわけ旧千種町域等の、いわゆる積雪地域とは違って、頻繁に、こうした大雪があるわけではなく、自治会等が稀に降る大雪のために機械を購入し、また、これを管理していくことは、逆に負担が大きいのではないかというふうには思います。

今回は、数十年に一度の大雪が町内全域で降ったために、委託事業者の除雪に、非常に時間がかかりましたが、通常は除雪を委託している事業者が業務として除雪をするほうが適切ではないかというふうには考えております。

ただし、そうした除雪を対象としている路線についても限定されたところがあります。生活道路の確保として、地域の中で、皆さんが今回も自助・共助という形で除雪に当たっていただきました。そういうことの中で、どうしても、そうした機器等があったほうがいいということで、そういう地元での除雪に当たっていただくということが考えられるという場合につきましては、こうした機器の購入も、ある意味では有効かとは、備えていただくことも有効かというふうには思っております。

そういう場合に、本町におきましては、地震その他の災害ということで、災害による被害の防止及びその軽減を図るために、自主防災組織が防災資機材を整備する際に、その経費の一部を補助ができる佐用町自主防災組織活動補助金というのが、既にあります。これは本来、雪害、雪を想定した補助金ではございませんが、今後、その事業の中で、簡易な除雪機、除雪用具等の購入についても、その対象となるような検討をしたいというふうには考えております。

次に、⑥点目の自治会などへの支援制度ということでございますが、岡本議員への答弁でも申し上げましたように、町が費用負担します除雪作業につきましては、町が委託契約をしている事業者としておりますので、それ以外の路線や場所、生活道路等につきましては、地域での、自助・共助としての除雪活動として、できるだけ、できる限り取り組んでいきたいというふうには考えております。

最後に、雪害対策の取組についての見解であります。雪害だけではなくて、近年、日本のみならず、世界中でも、今までに経験したことのないような災害が発生しております。災害頻度や規模も拡大し、毎年各地で大きな被害も出ているところでございます。

しかし、気象予測技術の進歩によりまして、あらかじめ、降雨や降雪などにつきましては、その地域や時間などが、かなり高い精度で予想が、予報がされるようになってきておりますことから、当然、この情報を最大限に活用して、災害対応を行うことが重要だというふうには考えます。

また、先ほどから答弁させていただいておりますように、積雪後の除雪対策については、積雪の量などにもより、特に初動期の対応スピードなどが、十分対応できない場合もございますので、このあたりは地域での活動としての自助・共助に取組をお願いをせざるを得ないところでございます。

その一方で、災害前の事前の対策として、積雪や台風の場合には、倒木による停電の心配が一番あります。ライフラインの寸断は、生活に本当に甚大な影響を及ぼすものであるために、佐用町では、令和4年3月に関西電力と、倒木による停電が発生した場合に、停電復旧や応急処置は専門の関電が行い、作業のための進入路などの支障となる障害物の除去については、道路管理者が行うなどの役割分担を明確にして、連携協力する「災害時における道路啓開（けいかい）や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書」を

締結し、停電の早期復旧のために事前準備も行っているところでございます。

また、災害時の町道での倒木による通行止め等の防止や安全な通行の確保のために、毎年、町道の支障木の伐採も実施するなどして、災害発生を事前に予防する対策も、できる限り行っているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回の雪は、想定外というか、大変たくさん降ったということで、困ったということではあるんですけど、ただ、積雪については、例年、いつも降るところはたくさん降ります。寒冷地と言われるところについては、常に雪が降りますので、そういう点では、これまで、住民の声ですけれど、かつては、地元の業者が町道の管理というか、除雪作業をされていたけれど、これまで、あまり雪が降らなかったということもありますけれど、業者の入札は県に倣うということなんですけれど、地元の業者でない業者が、実際、対応されていますよね。そういう点について、なぜ、一番よく事情が分かる地元の業者から県に倣うような形になったのか、その経過について、伺います。

[建設課長 挙手]

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） お答えいたします。

数年前と言いますか、以前は、そのような形で、地元の業者をお願いをしておった経過もございます。

ただ、昨日の町長の答弁にもありましたように、どうしても効率的に除雪をするためには、要するに建設機械が必要となります。昨日もありましたように、例えば、舗装に使うグレーダーであったり、ホイールローダー、そういったものが、今ある町内の業者で言うと、一番効率がいいのかなというふうに思うんですけど、それを、持っている業者も、そんなに多くございません。そういった中で、まず、その国道、県道を中心に、まず、やらなければ、町道までたどり着けないと。そういう中で、やはり同じ業者が、まず、国道、県道を除雪をして、そのついでというか、それに続けて、入るという効率が、一番いいのではないかというふうに考えております。

そうなりますと、町の業者についても、県と同じにするほうが効率がいい。業者にしても、場合によったら、除雪用の機械をリースをして準備される。そういうこともございます。それを全て分けておると、なかなか、効率が悪かったり、今年はたくさん降りましたが、非常に除雪がほとんどない時期もございます。全くなければ、費用としては、お支払できないんですけども、そういったリース料をどうするかというような問題もありましたので、それでは県と全て一緒ではございませんが、にしたほうが、一番効率がいいのではないかとということで、こういう形にしております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） その効率というのは、役場の効率であったり、業者の効率であったり、町民の立場からいくと、その効率というのが理解しがたいですね。

住民の暮らしで、大変な時に、やっぱり即対応してもらおう。効率よく対応してもらおう。これが効率という言葉を使ってほしい。

行政の立場からの効率というのは、何とかと言いますか、経済的な面で、費用負担を減らす効率。そういうふう聞こえてしょうがないんですね。

その点、業者委託については、先ほど、課長の答弁で、雪が降らない場合は、お支払いすることができないということなんですけれど、業者委託の内容というのは、県に倣っておられますけれど、町として、委託内容は、どんなふうになっているんですか。委託したら幾ら、出勤してというような具体的な面も含めて、どうなんですか。具体的にお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 課長が答弁させていただいた効率ということ、平岡議員は、それは役場の効率だと言われますけれども、少なくとも、こういう作業をする場合に、そうした迅速に効率よく行うということが地元のために、少しでも早く、そうした除雪もできるとい、そういうことを申し上げているので、そのような取り方をされるといのは、非常に業者や、私たち、住民の皆さんに対しても誤解を与える話ではないかと思えます。

今回の雪なんか見ても、じゃあ地元の業者をお願いする。地元の業者と言っても、どこに地元の業者が、それぞれ、ある意味では、ちゃんと、たくさんあるんですか。地元の業者さん。地元で、そうした機械を持った業者が、どこにそんなにね。

例えば、奥海のほう、石井のほう、業者1社もないじゃないですか。ねっ。

だから、そうした機械も、（聴取不能）持っている、そういうところが、ちゃんと、国道や県道を、ずっと上がりながら、そこへ行きつくためにも、それをやらないと町道も行けないわけですから、そうしたことを考えてやっているわけですからね、そうした誤解を与えるような発言は、それは、やっぱり、よく考えて発言していただきたいと思えます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） どこに業者がおられるかというのは、役場が一番よく知っておってんじゃないですか。

〔町長「（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 町長、待ってください。

13 番（平岡きぬゑ君） いやいや、違う。答弁している。じゃなく、私が、発言しています。

業者のことは、役場が一番よく知っておられるじゃない。私に、聞くというのは筋違いだと思いますよ。

で、佐用と隣接する千種は雪がいつも降るので、雪対策というのは、徹底されています。

そこで、除雪について、今回、あまりに酷かったのが、業者さんの対応が酷かったのが、私は、そこの担当というか、千種町の方にお話を聞きました。

住民の方は、もちろん、積雪があると、すぐに委託された業者の方が除雪して、もう当たり前のことになっているので、今回のような雪の時に大変だったというような思いをされていませんでした。

それで、市がどういうふうな対応をしているのかということをお聞きしたところ、県の、もちろん千種も県道走っていますよね。県の契約する委託相手と、それから町の業者とは別ですとおっしゃっていました。

ですから、そういうことは可能じゃないんですか。

県と、今、言われる効率がいいから、県と同じように業者にしていけば効率よくできるんだと、機械を持っているとか、持っていないとかということもあろうかと思えますけれど、そういうようなじゃなくて、住民の立場から除雪作業をしていくということで、効率よくしてほしいということをおっしゃっているわけです。

だから、問題発言のようなとらまえ方をされると、ちょっと、心外です。

除雪作業をするのに当たって、千種の方にお聞きしたら、あそこは豪雪地帯ですからなんでしょうけど、市として、そういう機械というか、除雪のものについても、ちゃんと、市民局で保管しているということをおっしゃっていました。

ですから、必要になった時、なる条件の時には、ちゃんと、そういうものを貸出しできるような、そういうのも対応されております。

だから、個々の住民の共助・自助と言われるんですけど、それは、もちろん、私たちも自分の暮らし、普段からやっていることについては、できますけれど、やっていますよ。努力は皆さんされています。だけど、なかなか難しいところについて、やっぱり委託業者にいち早く来てもらって、対応してほしいというのが町民の声なんです。そのところを、今回、まだ、今回の積雪についての対応については、まだ、分析をされてないので、今後していったら、見直しも考えたいという最初の答弁でありました。

ですから、住民の声を、ちゃんと、しっかりと受け止めていただいて、対応をお願いしたいと思います。

判断のところ、先ほどの答弁では、県がセンサー、数値判断として、8か所、センサーを設置し、その数値で県土木が判断をして、それに準じて町が対応するということなんですけれど、そのセンサーの8か所というのは、具体的に佐用町内では、ちょっと、お聞きしたことなかったのが、教えていただけますか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私が、発言していい時間ですので、先ほどの次のセンサーの箇所の前に、業者のことを、私に聞かれてもと、当然、町が、一番よく知っているわけですよ。平岡議員がおっしゃる通りに、そのことは、一番よく知っているでしょうと言われる。確かに、佐用町が、担当者が、どこの地域に、どういう業者があつて、どういう機械を持っているか、一番よく知っているんです。その担当者たちが検討して、できるだけ早く、そりゃ、地元の方にとっては、自分とこ、できるだけ早く来てくれと言われるのが、それぞれの一人一人の思いは、みんな一緒ですよ。でも、それは、いっぺんにできないから、効率よく、できるだけ早く、そういう作業ができるような計画をつくっていますよという答弁

をしているわけです。

だから、上月のように、そうした県道から離れていたり、そういうところがあるところは、その地域に、そうした事業者がいらっしゃるところにも、町としても、担当者が考えて、そこにも委託をしているわけです。

ですから、平岡議員が言われるように、それは、私に聞くことじゃない。町が知っていることだと言われるとおりに、町が、よく知っているわけだから、その中で、効率よくしているのに、町に、それは信頼して、それは、任せていただかないと、それは、地元の業者、地元の業者と言われますけれども、実際に、地元で、その地域、地域に、そうした機械を持ち、そうした作業員がいる業者の方は、いるわけじゃないですよ。ないんですよ。

だから、私、それは、平岡議員は、お分かりにならないんかとも分かりませんが、それは、よく私たちは分かっています。

だから、そうした中で、できる限り対応ができるような計画をしていますということを、答弁させていただいているわけですから、これは、役場の効率じゃなくって、地域の方々のために、そうした、できるだけ早く作業をして、その要望に応えるための計画をしているということ。役場の効率ではないということをご理解いただきたいと思います。そのことを、私が、申し上げたわけです。

あと、センサーにつきましては、課長のほうから答弁させます。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） ご質問のセンサーですが、光都土木が設置をしておるセンサーで積雪の量が測れる、そういった機械になっております。道路の横に、そういった機械がありまして、8か所につきましては、奥海、上石井、船越、桑野、豊福、西大島、真宗、三原となっております。

それと、先ほどの質問で、支払いのルールについてのご質問がありました。

まず、令和元年度の積雪の量が非常に少なくて、除雪に出たのが延べ2日間でした。その中で、先ほど言いましたように、リースで借りておったりするのは、なかなか、やっぱり費用の精算ができないというようなこともありましたもので、まず、契約しました業者さん、いろいろ機械を持たれていますけれども、機械によって、その単価を出しまして、幾らかは、仮に除雪に出なくても、費用は払うという契約と、出動した時間数、時間数によって、単価を決めまして、それで支払いをするということになっております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 業者委託の関係で、県のセンサーの数値で分かるということなんですけれど、その数値というのは、地元だと、雪が降って、これは危ないということで、融雪剤をまくとか、いろいろ業者の判断で、地元の豪雪地帯の方は、地元で判断をして、自治会で判断して、そして、業者が出てくる。だから、時間的には午前3時とか4時、基本は5時だとおっしゃっていましたが、お仕事に行かれる方が、通勤できるようにということで、かなり早朝です。真夜中のような時間帯から、そういう対応をされています。

それも、県と町とは業者が別という。だから、対応ができるので、県道、国道が済んで

から、町道となると、それは、それはもう、とてもじゃないですけど、それも1業者で対応されるわけですから、その分けることなどは、可能ではないんですか。

業者が、機械を持っている人が、非常に少ない。町長、そういうふうにおっしゃっていただきましたから、もう不可能なことなんでしょうか。可能であれば、住民の要望に応じていくという、その対応、災害に備える。備えとして、私は、必要だと、せめて、そこらへんは、今回、分析をされた後、検討していただく上で、ぜひしていただきたい。そうすることで、きめ細かなところまで、手が届くようになるんじゃないかと思うんですね。

高齢化も進んでおりまして、自助の気持ちはあるけど、体が動かんというのも実態なんですね。

だから、除雪については、気持ちだけでは済まないの、やっぱり作業をしないと解決しませんから、そういう点で、ぜひ町が責任を持って、今回のことは、いい教訓にして、対応を進めていただきたいと思います。この点、何か、回答がありましたら。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 平岡議員は千種町のことを聞かれて、かなり、その対応について、それと比較しながらというご発言のようですけども、どうしても地域柄、千種の場合には、そうした市民局にも除雪機とか、そういうものも装備、専用のこれを備えるなど、その対応をされているという。それから、そのために、業者の方も冬場、そういう仕事が、ずっと、かなりあるということで、それぞれの何社あるのか、私は、知りませんが、除雪体制が、ある程度、整えられているというところは、佐用町とは違うんですね。そのようにしろと、することができれば、それはまた、それが一番、そのためには大きな経費も要りますし、先ほど、課長が言いましたように、雪が降らなくても、それとしても、その経費、維持経費、そういうものを全部、毎年、毎年、必要になってまいります。

そういう中で、例えば、今一番広い、奥海、石井、また、平福から上の北のほう、そうした、今、土木事業者というのは1社もありません。

それから、三河にしても、下から奥のほうにもないですよ。三河の下のほうだけですね。事業者はがあるのはね。

そういうことで、どうしても事業者そのものも、そうして雪がかなり降る可能性が高いところ、また、その積雪も多いところに、そういう事業者は、今のところ佐用町の場合はないんですよ。

そういう中で、また、機械等も、それを備えるということ、そんな雪のためだけに、予備のものを備えることは、なかなか業者もできない。

でも、県と一緒にあって、ある程度、予定をして、その事業者、除雪の作業ということに当たってくれる業者は、先ほど、課長が言いましたように、リースということで、購入すると、非常に高額になりますので、その期間のリースをして備えていただいている業者もあるわけです。それは、かなり広範囲に、ある程度、その除雪作業、仕事があるだろうということをお前提にしている。

ただ、それでも、全く年によっては。そういうことで、事業者としては、そういう面について、やっぱり事業負担についても、発注者として、考えてほしいということで、それについては、必要経費だということで、契約の中で、若干、負担をするということで、そういう事態に備えるということまではしてきているわけですからね。

今回、こうして、大雪で、本当に皆さん方も大変、ご苦労かけて、本当に地元も高齢化

になって、今、言われるように、自分たちで、以前はしていたけどできないという、そのことは、十分、私も分かっておりますし、地元の状況の中で、少しでも、そのへんを行政として対策していかなきゃいけないという思いは持っておりますので、このあたりは、先ほど申し上げましたように、機械においても、地域で何とか生活、最低限の生活通路を確保するための除雪機械を備えるとか、そういうことを地元は、やろうという意欲を持っていただくところについて、そうした機械、機器を、これ小さいものから、大きいもの、相当、いろいろとありますけど、地域の方が使える程度のものということで、ある程度、除雪、ローターで吹き飛ばして、雪を跳ねのけていくというようなものですが、安いものであると 30 数万から、地元で使える、ちょっと、幅の広いことになると 100 万円を超えるものになってくると思うんですけども、こういうものにも助成を考えようということ、今、答弁をさせていただいたところです。

計画の中で、ちょっと、そういう今回の、当然、状況がどうだったかというのは、ちゃんと、建設課も、もう一度、その業者の対応とか、それが、もっと対応できる業者がいらっしやるとかどうかというのは、なかなか、そういう状況で少ないと思うんですけども、事業者の対応も含めて、これは検証はするということで、指示しておりますので、そのへんは、ご理解いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 答弁があるんやったらね。

議長（小林裕和君） 答えます。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） 先ほど、除雪にかかる時間というご発言があったかと思うんですけども、光都土木のほうで、原則は、朝の 5 時からかかると。これは暗いので、安全であったり、騒音であったり、そういったものがあるので、5 時ということになっておりますので、県道、町道いうのがありますけれども、着手は、基本は 5 時になっております。

ただ、今回の積雪は、もう前日の昼間から降っておりましたので、業者によっては、もう前日の夕方から除雪に入りまして、徹夜で作業していただいている業者もおりますので、そのへんは、ご承知いただきたいというふうに思います。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 積雪が、今回、多かったので、県のほうも、今回の対応として、除雪対策として、特別に費用を、令和 3 年度並みに財源を確保するというところで、県などでは、報告を受けられているようですけど、そのへんは、佐用町の今回の費用負担、県のそういう追加する費用については、影響があるんでしょうか。

言うのは、先ほど、質問の中でも言いましたけれど、自主的ではありませんけれども、これまで、かつて、町の委託業者がしてくれたところを、なかなか、それは主要な町道ですけども、今回の委託契約の中には、どうも入っていない路線なんですね。そういうところは、地元の方が、機械を持っている方が、除雪してくださっているのです、そういうのを見て、住民の人としては、何らかの方法がないのかなという、心苦しいというか、本来、町に委託業者がしているんだから、そこがしてもらったら、別に、そこまで、気持ち的に心配しなくていいんだけど、そういう点について、県も助成しますよと言っておられるので、そういうのは、そういうものには使えないんですか。ちょっと、お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 県も予算的に、今回は、当初予算では足らなくなって、時間数も非常に範囲も広いし、業者の作業時間も非常に多くかかっております。

だから、そういう面での予算は、当然、補正されたり、増額されたり、手当はされると思うんです。町にとっても、皆さんに、報告したり、お願いしておりますとおり、今回も補正をさせていただかないと、当然、今回の業者に対する支払もできませんから、多分、今回だけでも、一応、3,000万円ぐらいの補正は要る。今回、補正を、5,000万円ほどの補正をさせていただくということで、議会のほうにも、提案させていただいておりますけれども、ただ、県が、先ほど、平岡議員は、地元でしていただいたこと、県は、県のあれなので、例えば、県道で町が行った部分を、町に補助を出しますとかという話なら、そこは、ちょっと、そういうことも考えておられるのかなと分かりますけれども、個人に、地元なんか、県が、この手当をするというようなことを、私は、県からも一切聞いておりませんし、担当課のほうは、そんな話を聞いているんですか。ちょっと、担当課長も、平岡議員は、どこで聞かれたのか分かりませんが、その話を。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 先ほど言ったのは、県が積雪に対して、追加補正をするという金額だけを見ているだけで、それを、佐用町にも幾分か来るのかなと。でしたら、必要経費として見ていた町の財源を、町として、そういう手当として、県が直接じゃないんですよ。お金は、県から下りて来た分を、浮いた分というたら変ですけど、必要経費として、考えていた分などを活用してはいかがですかと。町としての判断として、やったらどうかと、提案しているんです。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 言われ方がですね、何か、個人にというふうな言い方に聞きましたので。

県は、県として、先ほど、申しましたように、足りないから補正をされる。手当をする

と。そんなもの町に対して、それを助成するとか、県が支給するというようなことは、当然ありません。

だから、先ほど、申しましたように、町は町として、独自に、また、一般財源で、今回、補正をさせていただくと、それで、対応するというのを申し上げておりました。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 非常に暖かくなったので、かつての雪が嘘のような状況にはなっておりますけれど、また、12 月が来ます。12 月から3月までの積雪期の計画について、また、その分、時間的なものがありますので、今回の除雪について、対応について、よく分析をして、住民の声を反映できる内容にして、計画も見直していただきたいことを要望して、1 問目の道路の除雪対策についての質問を終わります。

2 項目目のジェンダー平等の施策実現を求める件について、質問を行います。

1 つ、公共施設や小中学校などのトイレに生理用品を設置することについて、コロナ禍で、女性の貧困が浮き彫りになり、生理用品が買えないなど、生理の貧困が大きな社会問題となる中、これまでも設置を求めて、一般質問を行ってきたところです。

2 月 16 日に、これはマスコミで報道されましたが、兵庫県は、2022 年度当初ではなくて、2022 年度補正予算で緊急対策として、県立学校や全大学への生理用品の配備・無償配布の規模・対象を拡充するとして補助することを明らかにしていると報道されました。

貧困対策だけでなく、女性の人権尊重の立場から生理用品をトイレに設置することは必要だと思います。改めて、こうした社会情勢が変わっていく中で、町長の見解を伺います。

2 つ目に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性支援法、略してですが、2022 年 5 月 19 日に成立しました。2024 年 4 月 1 日から施行されます。女性支援のための新たな柱になり希望との声が聞かれます。そこで町の取組について伺います。

この 2023 年度中に基本計画を策定することになりますが、市町は努力義務とのことです。計画の策定・女性支援員の配置・担当部署の設置など、町に支援基盤を整えることは、私は大事だと考えます。町長の見解をお伺いいたします。

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、平岡議員のジェンダー平等の施策実現を求めるについてのご質問にお答えいたします。

ジェンダーとは、ご承知のとおり、生物学的性差とは異なり、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」というように、社会的なイメージや役割分担によって発生している社会的・文化的な性差を指しています。多様な人々が、自分らしくいきいきと暮らすことができる社会を目指した人権啓発や男女共同参画の推進が、ジェンダーギャップの解消につながっていくものと考えます。

まず 1 点目のご質問ですが、公共施設・学校などのトイレに生理用品を設置することについてでございますが、過去の一般質問においてもお答えしたとおり、現時点の考えに変わりがないことを、最初に申し上げて、答弁させていただきます。

平岡議員もご承知のように、兵庫県において県立学校、県立大学等への生理用品の配備・

無償配布については、このたびの2月補正に2,600万円の予算が計上となっております。生理の貧困が社会問題として注目されるようになり、ともすれば、そのことだけが問題視されがちではございますが、そもそも、そこへつながる最も大きな原因である生活困窮自体に目を向けた、幅広い支援が引き続き重要だと考えております。

町内の小中学校での対応につきましては、これまでもお答えしたとおり、生理用品は児童生徒が各自で持参することとしておりますが、生理用品をはじめ下着や制服等についても保健室に備えております。

保健室での配布については、児童生徒にとって、家庭でも、学校のクラスでもない第三の心の居場所の1つとして、単に生理用品を受け取るだけでなしに、養護教諭にだからこそ話せる成長期の不安や、学校や家庭での悩みを相談できる場として、今後も、必要な時には抵抗感なく相談できる信頼関係を築き、きめ細かく対応していきたいと考えております。

また、公共施設トイレへの生理用品設置につきましても、生理用品のみだけではなく、生活困窮そのものに対する支援が重要と考え、現時点での設置の予定はございません。

続いて、2点目の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されるにあたって、町の基本計画の策定や支援基盤整備についてのご質問へお答えさせていただきます。

この法律は、2022年5月19日に成立し、2024年4月1日から施行されることになっております。

女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難や問題に直面する場面が多く、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多いと言われております。

計画の策定につきましては、現在、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆるDV防止法に基づき、第2次佐用町男女共同参画推進計画にあわせて「佐用町配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しております。

このたびの困難な問題を抱える女性への支援に関する法律における困難な問題を抱える女性の定義としては、『性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、もしくはそのおそれのある女性』とされており、現在の計画をより具体的にする必要があると認識しております。計画策定の時期や手法につきましては、法律に市町村は都道府県基本計画を勘案して作成とありますので、県の助言を仰ぎながら作成していきたいと考えております。

また、支援に関しましては、第一義的な相談窓口は役場で行うものの、より専門的な関係機関、例えば県の福祉事務所、医療機関、警察、法テラスなどにつないでいくことを考えております。役場の相談窓口としては、対象となるのが児童から高齢者、また、障がい者など多岐にわたりますので、佐用町の規模で言いますとそれぞれの部署に専門員を配置するのではなく、教育委員会並びに、健康福祉課、高年介護課で相談を受けるという体制を維持していきたいと考えております。さらに、対応する職員の資質向上に向けた研修を受講し、女性の人権が尊重される社会が実現できるよう町民への意識啓発を実施して、町ぐるみで支援していきたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 最初の生理用品の設置については、従来の答弁は変わらないというご回答でした。

佐用町は変わっていないんだけど、佐用町のその答弁された内容は変わっていないんだけど、周りの世間いうたらあれですけど、世の中、どんどん変化してきているし、前向きに、生理用品のことについても、問題意識として、みんなが共有できるような、そういう情勢ができてきている中で、ずっと変わらないという、そういう立場を堅持されておりますけれども、ぜひ、学校、施設について、小学校、中学校の生理用品の設置については、お考えは変わらないんだけど、検討していくというような、そういう余地は、一切ないのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 以前にも申し上げましたように、別にジェンダー平等を否定するものではないです。

ただ、小中学校については、まだ、義務教育ですので、大人が十分かかわってやる必要があると思います。

ただ、その生理用品について、その原因が、本当に貧困なのか、ネグレストなのか、いろんな可能性うか、関係があると思います。

だから、そういった子供の心のケア、家庭環境のことについて、やっぱり小中学校の全職員が、いろんな目を見て、子供たちのケアを図っておりますので、そういう見守る場が1つなくなるということのほうが、やはり残念かなというふうに思います。

あらゆる機会を通して、子供たちの変化について、共通理解を図っておりますので、気になる子については、職員会議等で共通理解を図って、たくさん目で見守っておりますので、そういう機会を大事にすることのほうが、優先かなというふうには、今、考えております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 教育長さんがおっしゃるように、学校で、子供たちの義務教育の見守るということについて、この方針を、それは大事なことですけれども、報道でされたのは、成人になった女性の方が、県に対して、申し入れを行うというような形の報道なんです。学校、それから、これは大学などですけれども、一定、成長した女性の発言ですけれども、小学校、中学校というのは、なかなか言われるように、見守りをされるような事態の状況にあるだけに、子供たちの気持ちに即すように、そういった大きな変化が起こる時に、ちゃんと対応をしていく。先生の見守りも、もちろん大事なんですけど、1つのきっかけとして、今、注目されている生理用品を小学校、中学校に設置していくという試験的な取組をしていくとか、いわゆる検討するというのは、話し合いも、もちろんそうですけれども、実際に、そういったことを行動としてやっていくというような取組もやられたらいいんじゃないかなと提案するんですけれども、そういう検討はされないのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 学校現場のほうにつきましても、やっぱり子供の成長を見守るとい
う意味では、やはり、そういう一対一の面談が必要だというふうには認識しております。

ただ、やっぱり、小さい子の生理については、いろいろと体調の変化とか周期が安定し
ないとか、また、大人になれば、ある程度、自分の体のことは、はっきり分かりますから、
自分で処理できることだろうと思いますし、小さい頃に、そうやって悩むことも、やっぱ
り聞いてやるのが大事かなと。

いじめも、いろんな問題もそうですが、いろんな悩みを一人で抱え込まない。誰かに話
するというのが、やっぱり大事だというふうにも思いますので、気軽に相談できるよう
な習慣を小さい頃からつけていくのが大事かなというふうに思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 課題として、これからも、取組を進めて行く立場で、私は、提言も
していきたいと思います。

2つ目の女性支援法について、今の男女共同参画推進の計画があるから、その中に、い
わゆるDV法などに基づいた取組をされているから、計画としては、県の助言を仰ぎなが
ら、相談窓口としては役場で、多岐にわたるので、それぞれの部署で対応したいというご
回答でした。

まだ、具体的に相談があったわけではないんですが、なかなか困難を抱えた女性が、い
ろんな部署でつないでいただけたらあれなんですけれども、相談窓口を一か所にして、専
門的に、その方が中心になって支援していく女性支援員ということらしいですが、そうい
う人を配置することで、様々な部署につないでいく、そんな役割を話を聞いてしてもらえ
る、そういう窓口として支援員の設置というのは大事だというふうに言われています。

で、県の支援も、助言も受けてということなんですけれど、ぜひ計画に取り組むのを第
一步にして、女性相談員というのでも、配置を目標を持って進めて、また、担当部署は、そ
れぞれ、今のところ健康福祉課や教育委員会もそうですかね、高年介護課など、部署、多
くなっておりますけれども、1つの構える、そういう支援員の配置をしていただきたい。
そういうことを、これは検討してほしいということ、提案なので、具体的に来年度から、
これが法律がスタートしますので、そういう取組も視野に入れてお願いしたいと思うん
ですけれど、何か、相談員について、お考えがありましたら、お伺いします。お答えくだ
さい。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 最初の答弁は、教育長のほうからしていただきましたけれども、そ
うした国のほうが、女性支援法という法律を制定されて、各市町においても、そうした支
援計画の策定、これは努力義務として、そういう要請があるということ、これは承知して
おりますけれども、ただ、私ども、今、いろいろと町民の皆さんの、いろんな相談を受け
たり、そうした対策に支援に当たっている、これは障がい者であり、また、高齢者であり、
子育て世代であり、こうした既に、国のほうも、いろんな窓口をつくりなさい、つくりな

さいという要請です。

大きなというのか、市で、組織の、人口の多い、また、市役所の組織も大きな組織であれば、個別に細分化して、そうした専門的な人を設置するという、これはある程度、当然、そうしなければ、また、相談に対応できない。サービスができないという点もあるかと思えますし、それができる体制もあろうかと思えますけれども、佐用町のような小さな各全国の自治体で、例えば、そういう包括的な支援サービスセンターをつくりなさいって、そういう包括支援センターつくったりしていますよね。それに、また、あわせて別に専門の方を置いてというような対応を、なかなか、どことも、これは対応、難しいんじゃないかなと、私は思います。

今は、国が、そういう法律ができて努力義務ということで、そうした、各全国の市町がどう対応していくのか。これは、多分、人口の何十万のような市も、まだ、そういうことができていないはずなので、それを、すぐに小さな佐用町のような町に、検討しなさいと、する必要はあるんだと言われても、これは、できる限り、今ある、対応する窓口の中で、そうした方への相談、支援はしていくということが、私は、一番適切だと思っておりますし、特別に、そのための、その計画を、今、策定をするというような状況にはないと思っております。

13 番（平岡きぬゑ君） 分かりました。終わります。いいです。

議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

続いて、5 番、大内将広議員の発言を許可します。大内議員。

〔5 番 大内将広君 登壇〕

5 番（大内将広君） 5 番議席、公明党、佐用町議会議員、大内将広です。

通告 2 点で、1 点目は、除雪作業について。2 点目は、高年クラブの減少について、質問させていただきます。なお、2 点目は、所定の場所で質問させていただきます。

それでは、1 点目ですが、今年、1 月 25 日に降った雪は、10 年に 1 度と言われるように大雪になり、町職員の方もいろいろと対応していただき、大きな災害がなく済みましたが、町民の皆さんが言われたことで、今後の対応を円滑に進めることができないか、質問させていただきます。

①、行政に対して、どういう苦情が入っているか。

②、今回の除雪に対して、業者の契約が何社あり十分だったか。この質問に関しては、岡本義次議員の一般質問に町長から詳しく答弁がありましたので、省略させていただきます。

③、今回の雪は、早くから大雪になると情報が流れていたが、融雪剤不足と聞きました。置く袋数と、まく量が不足していたと思われま。地元との連絡が取れていたのか。また、融雪剤の配分については、どういう計画になっているのか。

④、町道は、地元の方で融雪剤をまくようになっているが、高齢者も増えまくことが困難になってきています。地元の要望があれば、雪の残る危険な部分だけでもまくことができないか。

融雪剤をまくのに、ある人から、毎年、軽トラを利用してまいていますということを知りました。そこは、陰のあるところなんですけど、若いうちにはできるんですけども、今後、難しくなってきます。そのことから、町道の解けにくい場所だけでもまけないかという要望がありましたので、お伺いいたします。よろしくお願ひします。

議長（小林裕和君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、大内議員からの最初のご質問であります除雪作業について、お答えをさせていただきます。

このたびの大雪による除雪の概要につきましては、昨日の岡本議員、そして、先ほどの平岡議員のご質問に対する中で、お答えをさせていただきましたが、同様の説明になる分が多いわけでありまして、ご質問に対して、答弁をさせていただきます。

それでは、まず、①点目の行政に対して、町民の方から、どのような苦情が入っているかのご質問にお答えをさせていただきます。

役場への除雪に関する問い合わせ、また、苦情等の件数につきましては、1月25日に約110件、26日に約100件、27日にも同じように100件、28日に40件、29日に20件、この降雪からの5日間で、約370件の電話等での苦情と、また、問い合わせ等が入っております。

その問い合わせの主な内容につきましては、もちろん、「除雪がいつになるか」という問い合わせが一番多いわけでありまして。また、苦情としては「除雪が遅い」ということ、また、当然これも、遅いだけではなくて、なかなか「除雪が来ない」、こういう内容が一番多く、当然あります。また、さらに、除雪が来ても、「除雪の仕方が悪い」「家の前まで除雪が入ってきてくれない」等もありました。そのほか、「凍結防止剤が欲しい」とか、倒木であるとか、事故、通行止めになっている等というような、そうした連絡もいただいております。

次に、②点目の今回の除雪に対する契約業者等につきましては、岡本議員のご質問にお答えさせていただいたとおりですが、佐用町での除雪方法、これも、その時にも、ある程度、岡本議員の質問の中でもお話をさせていただきましたけれども、県北部の積雪の多い地域とは違いまして、佐用町では通常、国県道を含めた除雪委託業者というのは、除雪専用のロータリー除雪車等、そうした車両を準備をしておりますので、道路の舗装面を整地するための、これモーターグレーダーと言いますけれども、そのグレーダーや、土砂を積み込むホイールローダー等の重機を使用して除雪を行っているわけでありまして、道路の幅員によっては、これらの機械が入らない場所も多くありまして、そういうところは、小型のパワーショベルや、手持ちの機材を工夫しながら使用して、作業を行っておりますので、除雪専用車両と比較すると非常に、当然、効率が悪く、時間がかかっているということ。かかるということをご理解いただきたいと思います。

特に、今回の大雪に関しては、積雪量の多さに加えて、町内各所で事故、車が滑って止まってしまっているとか、倒木による通行止めというのが発生をしました。また、寒気による冷え込みで、積雪が凍り付き、除雪作業がはかどらないという状況などがあったために、他の業者へも、当然、応援要請も行って対応をしております。

除雪作業時間は、1月24日から2月3日まで、なかなか雪が解けなかったもので、非常に長く、そうした対応をしなければならなかったわけでありまして、11日間で、町道のみで、約1,200時間に達しております。委託業者につきましても、夜間作業も含めて、最大限の努力をしていただいたことは、ご理解いただきたいと思います。

また、今回のそうした作業につきましても、まだ、精算ができておりませんが、何度も報告をさせていただいたように、約3,000万円以上の費用がかかっているというふうに見込んでおります。

次に、③点目の凍結防止剤の配分計画ということについてでございますが、佐用町で準備している凍結防止剤は、主に、塩化マグネシウムを主成分としたものであり、人体への有害性や塩害の影響が少ないのが特徴だと言われておりますけれども、それでも、やはり、いわゆる塩をまいているという状態になりますので、かなり、こういう面での環境への影響というのは、多かれ少なかれあるというふうに思っております。これは、効果の持続性が高いというふうに言われますけれども、たくさん雪が降って、その上にまいても、ほとんど、それは効果はありません。雪を解かずというよりか、凍結を防止させるということで、本来、アイスバーンになったり、解けたものが凍りつかないと、そういうことを防止することが目的でありますので、どうしても除雪した後にまくということが、一番効果的だというふうに言われております。

なお、凍結防止剤の散布ということにつきましては、兵庫県におきましては凍結センサー、これは、気温と降雪なんですけれども、そういうセンサーが三原にあります。その通知及び、気温低下により路面凍結のおそれが非常に高いところや、既に凍結が発生している時の国県道への散布、これは兵庫県のほうで行って、県土木が行っております。

町道につきましては、町内各所に凍結防止剤を配布をしております、これは日陰になるところとか、そういう橋の上とか、非常に凍結しやすく危険なところ、このへんは、その凍結防止剤というものを、事前に配布させていただいて、地元での散布にご協力をお願いをしているということで、なかなか、町職員が行って、また、業者が、それぞれのところへ行って散布するというところまでは、できておりません。

凍結防止剤は、昨年11月末に、町内222か所に配置をしております。こういう凍結防止剤等の配置、また、それを、地元で、地域で、何とか必要な時に散布してください。まいてくださいということについては、昨年の11月21日、毎年、自治会長会がありますので、その時に自治会長さん方に周知し、お願いをしているところでございます。

今回の大雪となった1月24日までには、希望する自治会に、凍結防止剤を、また、新たに、提供も、配置後、追加して提供をしております。155袋提供したところです。

最後に④点目の地元要望があれば雪の残る危険な部分だけでも町で凍結防止剤等が散布できないかということですが、凍結防止剤は、先ほどご説明させていただいたとおり、路面凍結や降雪前の散布が効果的なものでありまして、降雪が予想される時には事前の散布にご協力をいただきたいということで、また、お願いをするところではございます。

また、雪の残る箇所への散布につきましては、町のパトロールや情報提供等によりまして、危険と判断した場合には、基本は業者による除雪で対応をしております、今回も、非常に長く作業がかかったというのは、1回除雪した後、やっぱり取り切れない、アイスバーンになったところについて、その後、また、もう一度、氷を取り除くような除雪をした。このへんは、今回、雪が降った後、非常に、気温が下がって、なかなか雪が解けずに、逆に凍ってしまったというところがありまして、そういう作業を、また、別に依頼をして、業者に指示をして作業を行ったということがございます。

雪の残る箇所への散布について、そうした対応もしておりますけれども、基本的には、町のパトロールや情報提供により、そうした対応をして、町による対応もしたところもあるんですけれども、基本的には、配置をしております凍結防止剤等を、何とか、地元で使用するよう、地元での散布にご協力をお願いしたいということでございます。

以上、この降雪、また、除雪に対しての、この場でのご質問の答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） いろいろと、丁寧な回答ありがとうございました。

私自身も、いろいろと今回、雪で、なかなか雪がのけてもらえない状態というのは感じていました。何ほか、いろんなどこにも連絡を受けて、連絡して、対応させていただきましました。

融雪剤、塩化マグネシウムがほとんどなのと思いますが、これ以外に高速道路なんかは、どっちか言うと、塩化ナトリウム、塩をまくほうが多いのかなと思うんですが、値段的な、1袋、値段的なものがどのぐらい違うのかなと思いますので、ちょっと、お伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） 高速道路にまいているのは、少し、ちょっと、分からないんですけども、国道、県道を光都土木がまいておりますものは、町が使っているものと同じです。

塩カリと、皆さん、よく言われる時があるんですけど、以前は、塩化カルシウムだったんですけども、先ほど、町長の答弁しましたように、少しでも人体への有害性が少ないようなものであったり、効果が持続するものということで、最近では、塩化マグネシウムというものを使っております。

ただ、その金額につきまして、比較する資料は、ちょっと、手元にございませんで、申し訳ありません。お答えすることはできません。以上です。

〔町長「今のやつは幾らだったの（聴取不能）」と呼ぶ〕

建設課長（重崎勇人君） 今の…、ちょっと手元に、

〔町長「大体、分かっているがな、900円ぐらい（聴取不能）」と呼ぶ〕

建設課長（重崎勇人君） ちょっと、はっきり分かりませんが、1,000円少しぐらいで、ホームセンターで売っているものは、もっと高くなっております。2,000円とか2,500円ですけども、量がかなりありますので、それぐらいの値段だったのではないかというふうに思います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） どうもありがとうございました。

それで、あと1つ、町道の除雪の優先順位は、どのように計画されていますかということ、僕自身思うのは、生き物を飼育されているところ。それから、病院に通っている方など優先して、除雪する必要があるのではないかと思います。

地域で、協力して除雪する必要もありますが、高齢化になって、ボランティアを募って、雪のけ隊というのも考えていかななくてはいけない時代に、これからなっていくのではない

かなと思います。

そういうことで、何とか、行政のほうでもご検討をお願いしたいと思いますが、どんなものでしょうか。お伺いいたします。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） 先ほど、町長の答弁にありましたように、まず、町道につきましては、30センチまでの場合は、指定路線の除雪をしていただいております。

ただ、国道、県道と合わせてということになりますので、どうしても、その作業に合わせた順番というか、そういったものは出てこようかと思えます。

ただ、学校の登校路、そういったものなどにつきましては、1日目、2日目までは、十分対応できておりませんが、なるべく早い時点でできるような形で、現場のパトロールを、まず、行いまして、業者の指示などは行っております。

また、地域で除雪をしていただいておりますこと、これにつきましても、町長の答弁がありました。そういった形で、除雪隊というところまでの地元でやっていただいておりますので、そういう隊をつくるところまでは、町のほうで対応しきれないのかなというふうに思います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） これから、だんだん高齢化もなり、少子化にもなって、この佐用町から離れて、この中心から離れて、奥になるほど、高齢化も進み、空き家も多くなって、そういうことで、実際、雪が降った時に、雪のけができない状態に、今は、まだ、のける。除雪はできるんですけども、そういうことで、自助・共助・公助というか、そういうことで、みんなで協力し合って、今後していかないけないのではないかなということ、僕は、思うわけです。だから、よろしく、そのへんをお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

続きます、

議長（小林裕和君） 大内議員、質問終わりじゃないですね。2問目に入られるんですね。

5番（大内将広君） 2問目に入らせていただきます。

失礼します。

高年クラブの減少について。

- ①、各自治体の単位クラブが減少しているが、何が原因で減少しているのか。
- ②、これから高齢者が増えて来るので、高年クラブの存続と親睦、健康のためにも減少の歯止めをするようにしてもらえないか。
- ③、他の地域と合併して進められないか。
- ④、健康維持と地域活性化のため、介護予防や健康づくり、ボランティアなどの活動に参加する高齢者等にポイントを付与する健康ポイント、ボランティアポイントの普及促進はどうかなどお伺いします。

よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からの2つ目のご質問でございます高年クラブの減少について、お答えをさせていただきます。

まず、①点目の各自治会の単位老人クラブが減少しているが、何が原因で減少しているのかという点についてでございますけれども、なかなか、何が原因ということ、これは、大内議員も、いろんな人からお聞きになって、大体、分かっているのではないかと思いますけれども、私たちが見ているところ、やはり、ある程度、高齢者の方は、実際、いらっしゃっても、高年クラブの解散ということになっていくクラブが多いわけで、そのへんを見ると、最大の要因というのが、その高年クラブをお世話する、やっぱりクラブですから、皆さんの中で役員をつくられております。その役員になりたくないという、そういうことで、役員がないと、やっぱり運営ができませんので、それが大きな原因かと思えます。

また、やはり、高年クラブ自体も人数も減ってきています。高齢化でですね。それに参加、なかなかできない。クラブ活動にですね。そういうのもあろうかと思えますし、また、生活様式といいますか、一人一人の個人の生活の仕方というのが、これまで、いろんな社会で活躍されてきた人、それぞれが、また、いろいろな経験と、また、その社会の中で、自分が生活してきたこと、それをもって、例えば、その地域に帰られて、やっぱり地元のもともといらっしゃる方との生活様式が合わないというようなこともあろうかと思ひまして、そのへんで新規の加入者が減少していることも1つの要因になっているというふうに、私は見ております。

令和4年度の高年クラブ数は、今、35クラブ。会員数が1,797名となっております、これ加入率で言えば、27%ということなんですけれども、これ5年前の平成29年度の高年クラブ数は55クラブありました。また、会員数は3,274名の登録でありましたので、この5年間で20クラブ、1,477名減少をしております。ただし、町の高年クラブは、そうして解散したり、脱退されましたけれども、独自に、個人個人におかれましては、ゲートボールやグラウンドゴルフなどを行って、仲間で、そうした任意のといいますか、本来、高年クラブも任意なんですけれども、そういうクラブというのも、（聴取不能）もありますし、クラブもございます。

ただ、西播磨の4市3町の高年クラブの、そのような今の実態、そういうものと比較をした場合に、高齢者人口に占める会員数の割合、これ非常にばらつきがあります。宍粟市とたつの市は佐用町より加入率は、非常に高くはなっているんですけれども、例えば、宍粟市でありますと、109クラブで、今、問い合わせると、67%という非常に高い加入率になっています。たつの市でも142クラブで、高齢者の約41%。ただ、やはり低いところだと、例えば、この赤佐のほうの上郡とか、赤穂や相生、10%を切るような、高齢者人口の10%を切るようなところもあるわけですね。

そういう意味で、今現在の、非常に、以前と比べると、佐用町の会員数、非常に少なくなっているんですけれども、西播磨の4市3町での低いとことと比べると、まだまだ、そんなに会員数が少ないというわけではないというのが現状です。

また、兵庫県の県政改革方針におきましても令和4年度の実施計画では、高年クラブに関する補助金のうち、県の単独事業であります老人クラブ活動強化推進事業補助金が令和

5年度から、これが減額されるという予定でありましたけれども、これは、市長会、私たち町村会との政策懇話会で、私たちのほうから県に対しまして、強く現状を維持してほしいという要望を行って、この減額というのは、とりあえず取り下げになって、引き続いて、補助金が支給されるという形になっております。

次に、これから、高齢者が増えてくるので、高年クラブの存続と親睦、健康のためにも減少に歯止めをかけるようにしてもらえないかということについてでございますけれども、高年クラブに対しましては、様々な事業に対しての補助を行っておりますが、住民の方が、これは自主的につくられた組織でございますので、この加入にしても、脱退にしても、個人の自由でありまして、また、解散もできますので、町が、この状況に歯止めを、行政的にかけるということは、なかなか難しい問題でございます。

高年クラブの減少に有効な手段はありませんが、高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと過ごすために、様々な取組を行っていくことが、そういう活動の1つの組織として存続していく大きな要素になっていきますので、そのことが重要だというふうに考えておりまして、例えば、介護予防事業として「いきいき百歳体操」や、介護予防啓発事業としての「頭と体の健康教室」など、こういうものを行政としては開催をして、高齢者の活動を、まず、基本的な活動を促しております。

また、高年クラブのグループ活動など、高齢者の小規模な集いが開催をされる機会があれば、町職員が積極的に出向いて、フレイル予防を目的とした、そうした介護予防教室なども行ってきております。

次に、他の地域との合併を進められないかということについてでございますが、現在、高年クラブの数が35クラブあり、そのうち既に9クラブが複数の自治会で1つの高年クラブを組織されております。また、解散した高年クラブの会員が受け入れ可能な他の高年クラブに加入される場合もございます。合併等の相談がありましたら、事務局としては、それは適切に、いろいろ相談に対応してまいりたいと思っております。

次に、健康維持と地域活性化のため、介護予防や健康づくり、ボランティアなどの活動に参加する高齢者等にポイントを付与する健康ポイント、ボランティアポイントの普及促進はどうかという点についてでございますけれども、佐用町における「健康ポイント制度」は、自ら健康づくりに取り組む町民の皆さんを応援し、健康増進につなげる制度でございます。ポイントの貯め方は、特定健診やがん検診を受けて自分の体を「知る」。また、「食べる」ということの中で減塩、またはヘルシーメニューを食べるという、健康にいいものを食べる。また、ウォーキングや体操などで体を「動かす」といった、「知る」「食べる」「動く」の3つの分野で、それぞれの事業に参加して、これが5ポイント以上貯めるというような取組でございます。また、ポイントの貯まった方には、抽選で景品が当たるといったような内容で、健康づくりを楽しみながら推進をいただくものとしております。

ボランティアポイントについてでございますが、全国的には、介護保険の地域支援事業において、ボランティアポイント事業を実施している市町があります。有償ボランティアという位置づけで事業を実施しており、これは当然、事業費が増加をいたします。この地域支援事業で実施する「住民主体による訪問型サービス」や「通所型サービス」などは、国・県から交付金が支給をされますけれども、上限額がございまして、上限額に達している佐用町において、新たに、こうしたボランティアポイント事業を実施する場合には、介護保険料に、これは影響しますので、これまで実施してきた事業の廃止や見直しが必要となってまいります。

これら住民主体による事業の課題といたしましては、有償ボランティア活動による介護予防サービス等の質の確保や、有償ボランティアの確保、介護予防サービス等実施時に事故があった場合の補償の問題、また、財源に介護保険料が含まれること、65歳未満の方は

事業対象とならないことなど、ボランティアポイント事業を導入する場合には、そうした課題の解決とともに、従前からの事業の効果とボランティアポイント事業の効果と比較検討して、地域にとってどちらが効果的かという検討も、当然、必要かというふうに考えます。

また、本町の有償ボランティアは、平成12年の介護保険制度開始とともに、調理や施設管理などを行うパブリックサービス協会という有償ボランティア組織が立ち上がりまして、主には高年クラブ活動を支えていただいておりますが、ボランティアの減少や高齢化などによりまして、平成31年3月に、これが解散となっております。協会を立ち上げた当初の佐用町の高齢化率というのは約29%であり、ボランティアの成り手も、まだまだ、多くおられたわけではありますが、現在、もう40数%の高齢化率にもなっている状況で、20年前の佐用町のような状況の、そういう市町が有償ボランティアの参加率を上げて、さらに活性化させるために、ボランティアポイント事業に取り組んでおられるのではないかとこのように推測をするところでございます。

佐用町と佐用町社会福祉協議会では、現在の佐用町のような高齢化が進んでいる、ボランティアの成り手が少なくなっている市町に視察に行き、介護保険運営協議会で協議の結果、地域支援事業では、高齢者のフレイル予防・通いの場づくり「いきいき百歳体操」、認知症予防として「頭と体の健康教室」、自立した日常生活の支援として「まごころサービス」などの推進を図ってきたわけであり、この「まごころサービス」は有償ボランティアによる事業になっておりまして、地域づくり協議会では、長谷地域づくり協議会で、まごころサービスと同じ仕組みである「長谷助け合い隊」を令和4年8月から実施されております。他の地域づくり協議会でも介護予防事業の取組が計画をされれば、そうした事業の取組について可能な限り協力をしてまいりたいと思っております。

また、働く意欲のある高齢者の豊かな経験や知識を活用する機会として、シルバー人材センターによる就業支援等も行っているわけであり、高齢者の幅広い学習の機会を確保するために、生涯学習として高年大学もございます。

既に、様々な事業を実施している佐用町においては、高齢者の社会参加や地域貢献が図れるとともに、自らの健康増進や生きがいづくりも可能なものと考えておりますので、現時点におきましては、ボランティアポイント事業の新たな事業としての実施は考えておりません。

今後は、国が進めている健康寿命延伸に向けた取組として、住民課及び健康福祉課と連携して、介護・フレイル予防となる「介護予防と保健事業の一体的実施」に重点を置いた取組を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

少し長くなりましたが、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） どうもありがとうございました。

高年クラブは、健康に対して、大事な組織で、予防介護として残していくようにしていかなくては、存続が必要と思っております。

昔は、高年クラブの方が言われていたけれども、平福で風呂に入って、カラオケを歌って、それで親睦していた。そういう楽しみもあったということを知りました。

あるところで行きますと、あまりにも高年クラブも年がいきすぎまして、自分で歌を歌うよりも、演芸や音楽を聴くほうがいいということの、そういうイベントがあれば、そう

いうとこに参加するほうがいいというような話も聞きました。

どうしても、今、定年が 60 から 65 歳まで働けるようになりまして、より 65 歳から 70 歳の方が各自治会の役員などなって、兼任ですするため、余計になり手が少なくなっているような現状かなと思っています。

そういうことで、やっぱり、どうしても、この高年クラブも必要なので残しておくために、行政が少しでも力を入れてもらえないかなと思います。その点、もう一度お伺いしますけれども、どうか、ご協力をお願いできないかと思います。よろしくをお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私、町としては、本当に、高年クラブの組織というのは、いろんな意味で、地域のためにも、できる限り、高齢者として地域を支えていく団体でもあり、そういう活動が、地域にとっては、非常に大きな力にもなってきたわけであります。

ですから、そうした活動は残していただきたいんですけども、先ほど、申し上げましたように、今、大内議員もお話のように、皆さん、もう 60 歳からと言っても、皆さん現役ですし、定年も 65 歳になり、70 歳ぐらいまでは、皆さん、いろいろと実際に個人的には、それぞれが働いておられる。役員としても、自治会長のみならず手もないとか、ほかの役員も、なかなか、そうした役をしていただく人もいないという中で、高年クラブの、また、活動も高齢化された、高年クラブの、もともと高齢者なんですけれども、その中でも、皆さんが、既に入っておられる方も、年々、年を重ねられて、十分な、そうした活動ができない。

それから、新しく入って来られる方も、生活上、そうしたカラオケしたり、みんなでこうする、そんなことが、あまり、皆さんと一緒に、そういう活動をする事自体が、あまり好きじゃないという人も、個人個人の考え方とか生活様式が変わってしまっているんですよね。

ですから、その加入率も、どんどんと下がっていますから、一時、昔で言われる婦人会という名前でしたかね昔、そういうのも、100%解散をされてしまったと。その次に、こういう状況なんで、私たちも、そうした高年クラブ、今、会長や町としての、また、そういう組織、全体もありますけれども、そういう中で、何とか、これ維持していただけるようにということをお願いはしていますけれども、なかなか、町行政が支援をすると言っても、その支援の中身が、存続ができるようなことは、なかなか、そういう地域の活動に対しての問題まで踏み込んだことはできませんから、このへんは、時代の 1 つの大きな流れの中で、こっちは、そういう中で、じゃあ、組織のない中での活動、それは、個人個人は、また、元気でされている方がいっぱいいらっしゃいますから、そういう人たちを、また、新たな、その方法として、他の高年クラブに入られる方もありますし、また、町が行っていく、そうした健康づくりや地域のいろいろなコミュニティ活動や、そういうところにも参加はしていただくという、そちらのほうに、また、力を入れていくということも必要かというふうにも思いますので、大内議員から、幾ら何とかしてくれというふうに、私に言われても、なかなか難しい問題ですというしか、最終的に、また、同じ答弁になりますけれども、そういうお答えしかできませんね。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） これからの時代、高年クラブも、このまま減少していくのかということもありますが、このへんも各高年クラブの会長さんや、そのへんの方で、また、ご協力して、盛り上げていくような方向で、その時に、町のほうもご支援をさせていただいて、少しでも盛り上げていきたいと思えます。
そういうことで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（小林裕和君） 大内将広議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 20 分とします。

午前 1 1 時 5 0 分 休憩

午後 0 1 時 2 0 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。
1 番、大村 隼議員の発言を許可します。大村議員。

〔1 番 大村 隼君 登壇〕

1 番（大村 隼君） 議席番号 1 番、大村 隼です。本日は 2 点、地域の歴史・伝統・文化を後世に継承していくための取組について。そして、学校図書館についてを質問させていただきます。

人口減少を止めたい。そのために、どのような対策を取っていくのか。そして、取っていけるのか。そういった思いから質問させていただきます。

1 つ目の質問です。地域の歴史・伝統・文化を後世に継承していくための取組について、お伺いいたします。

各地域・各集落、以降、地域と呼ばせていただきますけれども、には、それぞれの歴史・伝統・文化が存在しています。地域の歴史・伝統・文化は、佐用町の郷土愛を形づくる上で、非常に重要であると思えます。

地域の歴史・伝統・文化の継承が危機に瀕しています。

継承は、そもそも大変な困難を伴うものですが、人口減やウイルス流行などの社会状況によって、さらに困難になってきているのではないのでしょうか。

地域の歴史・伝統・文化は、地域の宝です。時代の変化に対応し、それ自身を変化させながらも、大切に継承していかななくてはなりません。

後世に継承していくため、佐用町として、現状どのような取組みをしているのか。お伺いいたします。

地域の歴史・伝統・文化を後世に継承していくための施設として、町立図書館と文化情報センターを中心とした各施設の活用が考えられると思えます。

町立図書館は、過去の地域の歴史資料を集めています。図書館の歴史資料収集の機能を発展させ、既に集めている各種資料をインターネットで公開していく。こういったことも

継承の手助けとなると思います。

地域の歴史・伝統・文化の資料を制作し、公開する。これが地域の価値への理解を深める助けにもなると思います。

資料のビデオを制作するとすれば、記録する機材の貸出しやカメラマンの派遣、ビデオを編集する機材・環境・スペースの貸出しなども考えられます。その際、こういった資料が必要なのか調べる手助けをする、図書館のレファレンスサービスのような能力も、また、実現の助けになるのではないかと思います。

完成させたビデオは、佐用チャンネルで放送する、インターネットで公開する、図書館で視聴できるようにするというようなこともできます。

また、地域の歴史・伝統・文化を、現状に合わせどのような姿で残していくのか、これを地域で考え、話し合うことも、後世に継承していくための取組として、重要かと思いません。その話合いの場にファシリテーターを派遣する、話合いを円滑に進める人のことですが、そういった人を派遣するというようなことも考えられます。

町には、上月歴史資料館、三日月藩乃井野陣屋館、平福郷土館の資料館もあります。

地域の歴史・伝統・文化の継承のための今後の方針、町立図書館と文化情報センター、各資料館等施設の活用、備品や設備の準備方針等、今後の計画についてもお伺いいたします。

以上は、こちらからさせていただきますして、再質問と2つ目の質問に関しては、所定の議席よりさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、大村議員の地域の歴史・伝統・文化を後世に継承していくための取組についてのご質問にお答えいたします。

大村議員ご指摘のとおり、長く地域に根ざし、受け継がれてきた「祭り」をはじめとする伝統や文化などは、少子高齢化や新型コロナウイルスの感染拡大など急激な社会的環境の変動によって行事の形態が変化、もしくは継続自体困難な状況となっているものもあります。これらの歴史・伝統・文化の継承に関しましては、多岐にわたり、それぞれの部署で、取組を行っております。

まず、町立図書館では、地域の読書施設、情報拠点としての役割と併せて、これら地域の様々な資料を保存し活用する役割があります。町内の郷土資料の積極的な収集・保存も行い、「郷土資料コーナー」では、閲覧や、資料によっては貸出可能となっております。現状、数は少ないですが、寄贈を受けたデジタル化された資料もございます。

また、公立図書館では著作権等の関係で自由なデジタル化は認められていないため、これら資料のスキャニングや撮影によるデジタル複製は行っておりませんが、タイトル・著者・出版社は、インターネットからの検索が可能となっており、どなたでも利用していただくことができます。

ご質問にありましたレファレンスサービスも行っており、図書館利用者や、教育課文化財係をはじめとする関係機関等の求めに応じて、図書館司書の資格を持つ職員が所蔵資料や図書館ネットワークを利用し、資料や情報の提供、紹介を行っております。

まだ、ビデオ制作など映像に関しましては、情報施策課が「地域の価値ある情報を収集し、住民と行政または住民同士をつなぐ番組づくり」を目的に番組制作を行っております。

その目的のもと、地域からの依頼を受け、歴史・文化・伝統に関わる映像資料の制作も

行っております。今後も引き続き、各方面からの依頼をもとに、歴史的な裏づけなどを確認しながら、映像資料の制作に取り組んでまいります。

また、設備や備品につきましては、町所有の機器を有効に活用し、作成した映像資料は、撮影依頼者の同意のもとに、佐用チャンネルやインターネット、図書館など視聴できる場をつくり、佐用町の歴史・伝統・文化の継承はもとより、郷土愛の醸成に寄与してまいります。

地域における活動といたしましては、各地域づくり協議会や集落において、「地域の歴史を学び、考える活動」や「地域の歴史的資源を活用した取り組み」など、地域の特性や資源を活用した取組が実践されております。

町といたしましても、各地域づくり協議会に対し、地域自治包括交付金を交付して、これらの活動を財政面で支援しているほか、地域づくりアドバイザーなどによる話合いの支援やそのネットワークを生かした情報提供などを行っております。

ただし、大村議員もご指摘のとおり、時代の変化等により変えていかざるを得ない部分もあり、全てをこれまでどおりの形で残すことができない状況である中、歴史や伝統文化の継承だけでなく、地域課題全般への向き合い方として、まずは地域で話し合い、地域にとって本当に大切にすべきこと、守っていくことは何かを地域の皆さんで考えていただくことが欠かせないと考えております。また、担い手不足の課題につきましては、地域のファンやその歴史の愛好家など、いわゆる関係人口と呼ばれる地域外・町外の方々にもかかわっていただくことが、ますます重要になってくるものと思っております。

今後も、地域の皆様の取組に対しまして、共に考え、必要な支援を行ってまいります。

平福郷土館、上月歴史資料館、三日月藩乃井野陣屋館につきましては、それぞれの地域や史跡に特化した資料館でございます。

取組といたしましては、令和3年度に平福郷土館で利神城跡の応急対策工事の様子を紹介する一部展示替えを行っております。また、地元有志を中心に佐用山城ガイド協会が新たに立ち上げられ、教育委員会ではガイドに必要な歴史的資料の提供や解説を行い、商工観光課ではガイドルートの看板設置や樹木プレートの取付けを行っております。

上月歴史資料館には、紙すき文化伝承館を併設しており、皆田和紙保存会による技術伝承活動が行われております。皆田和紙は、平成27年に兵庫県指定伝統的工芸品に指定されており、同保存会では、紙すき体験、佐用高等学校との連携事業、行燈まつりの開催などの活動をされております。

三日月藩乃井野陣屋館では、三日月小学校6年生の見学解説に毎年対応しており、郷土学習に活用されております。また、地域で行われている武家屋敷マルシェ&ウォークでも陣屋跡、表門といった文化財のガイド、古文書や建物調査についての講演を実施されております。

これら、いずれも博物館類似施設ですが、設置経緯、構造、規模などから、本来、博物館等が持つべき、「資料の収集」「保存管理」「調査研究」「公開活用」といった基本的機能は足りておりません。このため、館独自に行えることは限られますが、指定管理者や関わっていただいている地域の方々の活動拠点の1つになっていると感じております。

このほか、佐用郡地域史研究会では、30年近く、歴史文化の調査研究を行い、古文書講座、研究紀要の刊行や講演会の開催をされております。小さな会ですが、地域の歴史文化の掘り起こしや保存活動に携わっており、継承の芽をつなぐために、こうした活動そのものの継承が欠かせません。なお、この研究がまとめられた冊子は、図書館にございますので、どなたでもご覧いただけます。

自治体間連携では、播磨科学公園都市圏域定住自立圏の2市2町による文化財の巡回展示等を行っており、令和3年度からは一品展示として普段公開する機会の少ない出土品等

を展示しております。

また、さよう文化情報センターを拠点として各種講座などを開催しております生涯学習課におきましても、令和3年4月に策定いたしました、第2期佐用町生涯学習推進計画を基に、高年大学における地域の歴史を学ぶ歴史部や一般教養講座での地域文化の学習の継続をはじめ、広く町民を対象としたまちづくり講座の開催など、今後も、関係機関等と連携し、地域の歴史・伝統・文化を継承していけるよう、保存・伝承活動を推進してまいります。

以上、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

[大村君 挙手]

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 答弁いただいて、ありがとうございます。

町の方にお話を聞いている中で、地域の歴史・伝統・文化、そういったものを、なぜ残す必要があるのか分からない。そして、何で、このお祭りとかもそうなんですけれども、残っているか知らない。そういうふうな方も、やっぱりおられるというような現状があると思います。

町の役場、町役場としては、この歴史を残していく意味、そういったものについては、重要性を知っているというだけじゃなくて、心にしみているとは思うんですけれども、やっぱり、もっと、その地域の歴史というものを、しっかりと残す、そういったことの価値とかについて、しっかり伝えていくべきかなと思うんですけれども、そういったことについて、今は、まさにお話させていただきましたけれども、インターネット、そういった部分を公開して、先ほど、答弁にもありましたけれども、関係人口、そういった部分にも語りかけていくというふうなことも必要かなとは思うので、ぜひやっていっていただきたいなとは思っています。

ちょっと、お伺いしたいのは、もっとこう、伝えていくということが、残すということをもっとこう、やっていってくださいねというようなことを伝えていくというような、そういう取組というのは、何か、そういうのをされているんでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（小林裕和君） 教育長。

教育長（浅野博之君） まず、小中学校のほうでは、地元の郷土愛を育むために、地域の歴史的な文化や遺産であるとか、そういったものの学習はしております。

先ほど、答弁しました三日月の陣屋もそうですが、上月でも久崎地域であったり、南光でも、やっぱり遺跡がたくさん出ていますので、そういったところの地域学習についてはしておりますので、小さい頃から、そういう歴史的な意義があるものが、佐用町には残っているんだというような継承は伝えていきたいなとは思って、取り組んではおります。

[生涯学習課長 挙手]

議長（小林裕和君） 谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） 失礼します。

生涯学習課のほうからも、先ほど、ちょっと、答弁の中にございましたけれども、佐用町の生涯学習第2次推進計画におきましても、伝統文化の活動の保全と継承という項目をつくっております、その中で、関係各課、生涯学習課、教育課、企画防災課、各支所等々の関係課と連携いたしまして、地域文化の保全と継承活動を支えていくという形で進めております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

引き続き、今、いろんな方法で、もちろんしていただいているということ、今、ご説明いただきました。先ほどの答弁でも、もちろんご説明いただきましたけれども、引き続き続けていっていただきまして、皆さんに、ぜひ周知のほうを、しっかりしていただきたいと思います。

先ほど、答弁の最初の答弁の中にあつたんですけれども、その設備ですね、例えば、ビデオを残していきたい。そういった場合に、編集する機材、そういったものの貸出しというのは、現状しているのでしょうか。していたことがあるのでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 情報政策課のほうで、取り扱っています、ご存じのように、まちかどとか NPO 法人があるわけなんですけれども、その扱っている機材というのは、基本的には貸出しはできておりません。

高価なものですから、そういったことは、できていないんですが、まちかどの定款といたしましては、そういった撮り方の指導を受けたいという方に対しての指導なんかもしていますし、もちろん、会の定款といたしましては、地域の歴史・文化・伝統、また、地域活動の記録を発信するというようなことが役割の1つとしてございまして、機械の貸出しはしていませんが、今は、いろんな媒体があります。

例えば、携帯でも大きな機械と変わらぬような撮り方もできますし、もちろん、高価なものですから、編集機器というものを貸し出すということは、ちょっと、不可能なんです。来られた時には、一緒に指導、そういったまちかどカメラマンの育成ということが目的にございますので、そういったことは、一緒になってできることは、一部あるかなと考えております。以上です。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） 図書館といたしましては、つくられたものを寄贈いただく、保管するところを担っております、ちょっと、機器等は持っておりませんので、貸出し等はできておりません。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

一緒に、編集をしていけるような、そんなような取組をされているということだとお伺いできたので、すごくよかったなと思います。

やっぱり、動画をつくるとなれば、その編集するのも、大分、重要になります。

機材に関しては、最近、皆さん、お持ちのスマートフォンで撮って、それで撮られたような映画もございますので、それで、全然、記録はできていけると思うんですけども、編集となると、なかなか大変だと言われる方も、意見も聞いていますので、ぜひ、そういった部分についての支援は、引き続きやっていただけたらなと思います。

その中で、ちょっと、お話出ていたんですけども、著作権、そういったライセンス、提供するライセンス、こういった部分もインターネットが出てきて、そして、皆さんが、新しく自分で出版されたり、ビデオをつくって公開されたりとか、そういった部分で変わってきたわけではないんですけど、皆さんの、その触れ合い方、著作権との関係ですね、変わってきたと思うんですけども、そういった部分に関して、やっぱり、なかなか難しい部分もあるので、そういう何て言うのかな、研修というんですか、今まであった、資料に関しても、そもそも、あまりインターネットで公開するというようなことは考えずに収集していたと思うんですけども、そういった部分、じゃあ、公開するとなったら、まさに確認しなきゃいけない。著作権者に確認しなきゃいけない。そういったふうな部分の取組もあると思うんですけども、今後、やっぱり、そういったものをやっていく中では、避けて通れない問題の1つなのかなというふうに思っていますので、そういった部分について、その職員の中での研修とか、そういったことはあるんでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） お答えします。

図書館の司書の関係になると思うんですけども、先ほど、おっしゃられましたとおり、著作権処理という業務がございます、著作権、その図書とか、そういうのが著作権の、誰が、まず、著作権を持っておられるかということ、まず、調べまして、その後、その著作権を持っておられる方と、著作権、デジタル化等につきまして、お願いさせていただくような業務が著作権処理という業務になると思うんですけども、それにつきましては、図書館司書が対応しておるんですけども、司書で、著作権のことについては、知識がありますので、特段の研修とかは、ちょっと、ようしていないような状況でございます。

ただ、今現在、たつの市を中心としました播磨科学公園都市の定住自立圏の電子図書館事業内に地域資料としまして、プラットフォームだけにはできているんですけども、中のデジタル化された資料というのが、まだ、数点しか入っていないような状況で、今後、そういうこともしていかなければいけないなという考えであります。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

ぜひ、数点から数百点、数千点と、そういうふうに広げていただければなと思います。

今まで、ある部分、例えば、先ほど、お話しいただきましたけれども、まちかどで撮ったビデオとか、そういった部分に関しての権利については、ちょっと、どうなっているんでしょうか。お伺いいたします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） まちかどで、佐用チャンネルとか流している分については、町とまちかどが委託契約によって、番組制作を委託している分なので、町のほうに著作権といいますか、権利はございますので、そういった分については、町が、例えば、ホームページに流すとか、そういった YouTube に載せるとか、そういったことは可能です。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

最近、そういったことを、YouTube で出すとか、そういったインターネットでの公開ですね、そういったものというの、一般的にというか、取組としては、いいものなのかなと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいなという思いがあります。

先日、亥の子の話が、ちょっと、亥の子について知りたいんだ。この地域に亥の子残っていたでしょうみたいな話を、ちょっと、お伺いしたんですけど、うちの家にも、その方、姫路のほうからだったと思うんですけど、来られて、そういった部分について、調べておられるような方もおられます。

やっぱり、そういった方にも、やっぱり、インターネットに出ていけば、やっぱり、その資料を見て、ああ、この地域では、こんなことしているんだ。まだ、残っているんだ。そういったものも知って、やっぱり関係人口の方として、町に来ていただいて、そこで調査される場合もあるだろうし、きっと、その町の魅力という部分にもつながっていくのかなという部分もありますので、ぜひ、今後は、しっかりと、情報公開というか、今までの形、メディア、テレビはもちろん、町内の方には見ていただけますし、素晴らしいメディアだとは思っていますけれども、もっと、いろんな関係人口の方に語りかけるとなると、どうしても、佐用チャンネルだけでは、なかなか難しい部分があると思いますので、ぜひ、ちょっと、それを広げていただけて、大きな取組にさせていただいて、していただければと思います。

ちょっと、先ほど、お話の中で、言っていたいたんですけども、確認します。

地域づくりアドバイザーによる、その話し合いが、その地域づくり協議会の中で、その支援がされているというようなことだったんですけども、こういった方というのは、そういった支援ができる方というのは、どれぐらい、今、おられるんでしょうか。お伺いいたします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

ここで触れている地域づくりアドバイザーの方というのは、ご承知のとおり、地域づくり協議会の振り返りの取組を中心にかかわっていただいているアドバイザーの方で、現在、佐用町では6名ほどでしたかね、関わっていただいております。

振り返りの取組自体につきましては、この令和5年の総会をもちまして、重点的に取り組む期間というのは、全ての地域づくり協議会、13の地域づくり協議会がございまして、重点的な取組が終了します。

ただ、その後も、このアドバイザーの方というのは、切れてしまうわけではございませんので、このアドバイザーの方がよければ、そのアドバイザーを地域づくり協議会が包括交付金の中から呼びいただくのもできますし、また、こういった歴史とか、地域の資源とか、そういったことに詳しい方というのは、任意で呼びするのに包括交付金をお使いいただくと、こういったことも地域自治包括交付金というのは、かなり自由度が高い交付金ですので、そういった形で活用いただけたらというふうに思っております。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。

先日の地域づくり協議会の振り返りの中でもアンケートのお話があったと思うんですが、その中でも農地の維持管理、山の維持管理、そういった話は出ていたんですけども、なかなか地域の文化、お祭りの維持という部分については、なかなか意識が行きにくいものなのかなというふうなものを、感じたというのは、事実あったんですね。

なかなか、どうしても農地もそうですけれども、山とか見えますから、やっぱり管理しなければという気持ちにもなると思います。

でも、地域の歴史とか、そういったものというのは、ひっそりとなくなってしまう。だから、誰も目につくことなく、パッと失われてしまうという部分があると思いますので、ぜひ、しっかりと皆さんに、こんなことやっているんですよ。こういう取組があって、今、いろんな課の方から、回答いただきました。そういった、いろんな方たち、もちろん、その中で、地域づくり協議会もありましたし、各課の方々も、いろいろ取り組まれていることだと思うので、ぜひ、引き続き、いろんなところ、皆さんのお力と町民の力で、一緒に、そういったものを継承していける、そういった部分について、しっかりと引き続き取り組んでいかないといけないのかなというような思いはありますけれども、なかなか、大変なところはあると思いますけれども、ぜひ引き続き、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。ありがとうございます。

以上で、1点目の質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に移ります。

学校図書館について、お伺いいたします。

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能、教員のサポート機能、その他、子供たちの「居場所」の提供、家庭・地域における読書活動

の支援、こういったような機能が文部科学省のホームページにも記載されておるんですけども、そういった機能が期待されています。

こういった3つの機能について、佐用町の小中学校の学校図書館では、どのようになっているのか、現状をお伺いいたします。

2014年の学校図書館法改正で学校司書が明文化されました。これは、学校図書館の役割と必要性が認められてきているんだと、そういうふうに考えられます。

現在、佐用町立小中学校の司書教諭、学校司書の人数はどのようになっているのでしょうか。

第92回の定例会でもお伺いした議員さんがおられましたけれども、お伺いしたいと思います。

そして、佐用町立図書館と各学校の学校図書館との連携についてもお伺いいたします。

佐用町立図書館には、優れた司書がおり、図書管理、レファレンスなど図書館の持つノウハウがあると思います。

町立図書館から司書の派遣、町立図書館と学校図書館での協力体制を構築すること、既に、されているとは思いますが、それを強化することが、学校の児童生徒・教員、そして、町立図書館にとってよい効果を生むのではないかと考えております。

現状の町立図書館と、学校図書館の関係がどのようになっているのかも伺いいたします。

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、学校図書館についての、ご質問にお答えさせていただきます。

学校図書館は、学校図書館法に基づいて設置するもので、佐用町でも、全ての小中学校に「図書室」として整備をいたしております。

法の目的は、学校図書館は学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であると位置づけ、児童生徒の健全な発達を図り、もって、学校教育を充実させることを目的としております。

大村議員ご指摘のとおり、文部科学省は学校図書館に期待される機能や役割として、3つの柱を提示しております。

まず、1点目の児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能についてですが、学校図書館は子供たちの想像力を培い、豊かな心を育む「学習・情報センター」としての機能を果たす施設であるとしております。

佐用町においては、その機能を充実させるため、毎年度、一定額の図書購入費を予算化し、計画的に図書を購入しております。ちなみに、図書購入のための予算は、小学校では、1人当たり1,000円と1学級あたり2万2,000円。中学校では1人当たり1,500円と1学級あたり2万5,000円で、小中学校合わせた予算の総額は毎年約200万円となっております。

また、各校では児童生徒が自主的に活動する図書委員会をつくり、児童生徒自らが読書に親しみやすい環境づくりにも努めているところでございます。なお、購入図書の選書に当たっては、子供たちのニーズのほか、図書担当教諭が町立図書館を訪ねて図書館司書からアドバイスを受けるなど、興味や関心を持つような蔵書の整備に努めております。

続いて、2点目の「教員のサポート機能」についてですが、学校図書館は、教員のための資料収集のほか、図書館を有効に活用するためのスキルを身につけるためのサポート機

能も担っております。そのため、学校図書館にない書籍や教材資料は町立図書館から提供を受けておりますが、まだまだ、教員のスキルアップのためのサポートには至っていないのが現状です。

続いて、3点目のその他の機能として、「子どもたちの居場所の提供」と「家庭・地域における読書活動の支援」についてですが、各校の図書室利用時間は、授業と授業の間の業間休みや昼休みの時間に開放しており、ひと時を授業から離れ1人で過ごせる心の居場所にもなっております。そこで、一人一人が想像の世界を広げ、目を輝かせながら目的の本を探ることができるよう、図書の配置やおすすめ本の紹介など、親しみやすい施設の環境づくりにも努めているところでございます。

一方、今般 GIGA タブレットの導入など ICT 教育の推進により、貴重な業間休みや朝学習の時間を、タブレットを活用した AI ドリルによる自主学習に充てるなど、以前ほど読書に充てる時間が少なくなっているのも現状であります。

今後は、インターネットによる辞書機能の利便性も活用しつつ、読書で得られる読解力や集中力を培うため、デジタルと紙、双方の特性を生かしながら、児童生徒の読書習慣を形成していくことが重要だと考えております。

次に、現在の町内小中学校の司書教諭、学校司書の人数はどのようになっているかについてですが、学校図書館法は、平成 19 年の改正では、学校図書館の専門的職務を掌るために、12 学級以上の学校には司書教諭を置くことが義務化されました。また、平成 26 年には、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、「学校司書」を置くよう努めなければならないと改正されました。これは、議員ご指摘のように児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探求的な学習の充実の必要性と、同時に読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を育成していくことが重要であることを鑑み、明文化されたものでございます。

佐用町内の教員へは、その意義を認識し読書活動の充実を図るため、司書教諭の資格取得を勧めておりますが、全ての学校に配置できている状況ではありません。現在、司書教諭の資格を有する者は、小学校に 4 人、中学校が 2 人となっております。

なお、一定規模以上の学校を除いて単独で雇用しなければならない学校司書については配置できていません。そのため、各校では図書館教育を担当する教員を定め、読書活動の推進と環境整備等について中心的な役割を担っているところでございます。

続きまして、佐用町立図書館と各学校の学校図書館との連携についてですが、読書活動を展開する上で、町立図書館と学校図書館との連携は欠くことができません。

現在、町立図書館では、小学校を対象に図書館司書が選書した図書の貸出し事業や学校担当教諭からの相談業務、クラス単位での貸出し事業を行っております。

また、希望する学校へは図書館司書が訪問し、授業の一環として、「おはなし会」等や個人貸出しも行っております。

その他、年に 1 回、町立図書館と学校図書館の連絡会を開催し、意見交換や情報共有につとめ、読書活動の推進と学校図書室のよりよい環境整備に向けた連携を図っているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[大村君 挙手]

議長（小林裕和君）

大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

最初に 3 本柱のほうで、お話しいただきました 1 つ目と、児童生徒の読書センター及び学習・情報センターとしての機能、そして、2 つ目の教員サポートの機能、そういったことについてもご説明いただきました。

3 も、もちろん、ご説明いただきましたけれども、ちょっと、この 3 のその他の機能、特にア、子供たちの居場所の提供について、ちょっと、お伺いしたいので、お伺いします。

不登校の子供たちへの取組の 1 つで、学校図書館のあり方というものの中で、文部科学省の 2016 年の不登校児童生徒への支援に関する最終報告、この中において、「保健室、相談室や学校図書館など学校での居場所を作り、心の安定を図り、興味関心に基づく学びを行いながら、その居場所から徐々に学校生活になじませる」こういったような文書があるんですけども、こういった部分、やっぱり、子供が、学校図書館を 1 つの居場所として、先ほど、ちょっと、お話しいただきましたけれども、そういった部分については、どれぐらい取り組んでいるというか、どのようにお考えでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） お答えいたします。

子供たちの居場所づくりという、特に、不登校気味の生徒に対しては、主に、今のところは保健室対応であるとか、空き教室であるとか、図書館も、その 1 つの部屋ではありますが、必ず、子供だけを、その場においているわけではございませんので、必ず、誰か先生がつきます。だから、図書館につきましても、そこにおると、ほかのクラスが入ってきて本を借りるような合わせいうんですか、そういったこともあるかもしれませんので、本が読みたい場合は、引率して本を借りに行って、それで、あまり人が来ないような部屋で、ゆっくり落ち着いて読むような、そういう対応を取っております。

だから、必ずしも、1 人で、その部屋にいなさいというような対応は取っておりませんので、必ず、誰かの先生が交代して見るようにはしておりますので、そういった部屋が、誰もが、接触する機会が少ないような部屋を確保するために工夫改善をしております。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

先ほど、学校司書がおられないということで、お伺いしていますので、やっぱり、学校の時間中に、ずっと、学校図書館に詰めておられるような方がおられないというのは、分かっておりますので、そういった部分の中で、しっかり取れるような対策を取っていただいているということで、すごくよかったなと思うんですけども、2015 年には鎌倉図書館の方が、学校に行きにくいと思ったら図書館においてよみたいなツイートをしたんですよね。それが、結構物議をかもし、ある種問題にはなった部分もあると思うんですけども、なかなか、何ができる。図書館で何ができるというようなことはないんですけども、どうしても学校というのは、特に小中学校は、9 年間しかないんですよ。だから、なかなか、その 9 年間の中で、学校の子供たちのあり方というのは、なかなか、すごく大切な部分になってくるとお思いますので、そういう意味で、例えば、そういう学校図書館は、

先生がいない時がありますから、もちろん、しょうがないと思うんですけど、そういうような学校と、例えば、町立図書館の取組みたいなのは、そんなことは、なかなか難しいと思うんですけども、何か、そのことについて、鎌倉の図書館の館長の方も、そんなことは、ある意味で難しい部分もあったと思うんですけども、そういったことを言ったことが、みんなが、そういう子供たちを見守っているんだよという、そういういいメッセージになったんじゃないかなという、そういうような職員にも、そういう思いが伝わったんじゃないかなというようなことは、書いておられるんですけども、何か、そういったような、不登校とある種学校図書館のあり方というものについても、何か、今後の見解というか、何かあるんでしょうか。もしありましたら結構です。お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 図書館の活用については、いろいろな可能性はあると思います。そういう不登校対策であるとか、そういったことも1つの役には有効な活用ではないかと思えますし、できるだけ、図書館を、せっかく、そういうふうに整備しておりますので、できるだけ図書に触れさせたいという思いは、各先生方は持っておりますし、それから後、参観日等で、家へ帰っても子供が1人留守番という時に、子供を、希望者についてですが、低学年については、学校で預かったり、参観日、お母さんが終わるまで預かったりしておる場合につきましては、図書室で静かに本を読ませて待たすとか、そういったような活用もしておりますので、せっかくの図書館を整備しておりますので、有効な活用になるように、今後とも検討していきたいと思っております。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

図書に触れる取組として、最近はオーディオブックと呼ばれるような、文書の朗読を聴くような、そういうような触れ合い方もあると思うんですけども、GIGA スクール構想で、子供たち一人一人がタブレットを持つ、そういった時代になったと思えますけれども、その中で、そのオーディオブックの活用とか、そういったものに触れさせるというようなこと、そういうようなお考えはあるんでしょうか。お伺いいたします。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 現在のところは、今、考えてはおりませんが、やっぱり目に入ってくる、やっぱり言語活動として、やっぱり大事な部分があるのかなと。

国語の学習でも、この情景、描写から、どんなことが想像できるかというような、1つの文章から、いろんな想像力を働かせることによって、いろんな心豊かなということや、想像力をたくましくするというのもしておりますので、なかなか耳から入ってくるということについて、まだ、そういった教材もありませんので、今後、そういった、どういう効果が

あるかについては、研究はしていきたいとは思いますが、現在のところは、今、そういったところはしておりません。

[大村君 挙手]

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

おはなし会、開催されているということで、おはなし会というのは、まさにお話を聞いて、耳から聞くという、そういう部分だと思います。

学習は目からもそうなんですけれども、耳から聞く、そういう複合的な学習が脳にいいという部分に関しても、もう研究が出ていたと思いますから、ぜひ、今まで、なかなか、その再生する端末を、みんな持っているかどうか分からなかった。そういった中から、GIGA スクールになって、みんな、子供たちに配布したわけですので、みんなが、それを使う。その中で1つ、新しく出て来た学習のスタイルとして、ドリリング、AIドリルですね、そういったものも、もちろん、すばらしいと思いますし、そういったものに合わせて、いわゆる耳から聞く勉強、そういった部分についても、引き続き、研究であったり、引き続き、ちょっと、調査のほうをしていただければなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

ちょっと、町立図書館と各学校図書館の連携について、お伺いしますが、先ほど、全体で200万円程度の予算があるというふうに言っておられましたけれども、学校図書館の図書と、町立図書館の図書というものというのは、管理のシステムというものは、一括でされているのでしょうか。別々なんなのでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほどの耳からというのを、ちょっと、つけ加えまして、必ずしも、耳からのを否定するのではございませんので、いろんな教材の中でも、先生の範読というので、最初に教材を子供たちに、いろんなイメージを抱かせるという意味では、耳からの学習も十分取り入れていますので、ただ、デジタルとしての教材が、今のところ、あまりないので、そういったところは、また、今後、研究してまいります。

それから、蔵書のことについてですが、学校は学校で、しっかり管理しております。

図書館と必ずしも一致はしておりませんので、連携はしておりませんので、それぞれ独立はしております。

[大村君 挙手]

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） それぞれ、独立しているということを、今、お伺いしましたけれども、これは各小学校、そして、各中学校も、それぞれ独立しているという認識で間違いはないのでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） はい、現在のところ、そういうところでは。

まだ、そのデータ化というか、蔵書のデータ化ができておりませんので、なかなか、他校や、そういったところの共通が図られてはおりません。

[大村君 挙手]

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 各学校で、独立してされているということで、蔵書についても、子供たちが、先ほど、お話しいただいた中では、どういう本がいいのかという選書に関して、町立図書館とも相談し合っているというふうに、お伺いしているので、よく似通った本が各小学校、中学校にある種あるんだと思うんですね。あつて、いいと思うんですけど、それは、遠いわけですから、別々に、もちろんあつたほうが、ある意味でいいとは思っているんですけど、今後、その、また、時代が、時代というか、変わってきて、やっぱり、はやりの本だとか、そういった部分も、もちろん変わってきますので、こういった部分の、まさに蔵書管理の共通化というか、そういった部分について、今後、お考えはあるんでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） なかなか、共通化というのは、難しいんじゃないかなというふうには思います。

と言うのは、やっぱり、それぞれの学校で、それぞれの発達段階に応じて、同じような本を、やっぱり選びやすいですから、同じような本になることは、可能性としてはあると思います。

ただ、やっぱり、自分とこになくて、他校にあるような場合については、まずは、図書館のほうに、多分あると思いますので、図書館のほうと連携して、貸出し、図書館もしておりますので、ある一定の蔵書を持ってきていただいて、借りることができていますので、そういったところで補えるかなというふうには思っております。

[大村君 挙手]

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

各学校図書館と、町立図書館の、今、システムというか、蔵書管理の統合について、なかなか難しいというふうにお答えいただきました。

いろんな部分、まさに選書に関しても、町立図書館が助けている部分も、もちろんあるんだと思うのですけれども、各全体の学校の図書館の貸出し状況とか、そういった、今、

この本が、よく借りられているんだとか、そういった部分というのは、共有することで、今後のどういった本がいいのか、この本は、この小学校に、例えば、1つの小学校にしか入らなかったけれども、そこでは、すごくよく見られているとか、そういった、貸出し状況、そういったものからの子供のニーズを図る。そういった部分っていう部分があったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、それについて、やっぱり共通化されないということになると、なかなか、そこは難しいのかなと思うんですが、どうでしょう。どのようにお考えですか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 選書に関しましては、それぞれの学校の子供のニーズにも合わせて選書しておりますので、特に、そんなに大きな支障はないかなと思いますし、また、年に1回の担当者と町立図書館との話し合いもありますので、そこで、町立図書館であるとか、それから、各担当者で、今、こういった本が、よく人気で借りられているというふうな情報交換等はできると思いますので、そういったところで、十分いけるんじゃないかなというふうには思っております。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） ぜひ、子供たちも、ある意味で、学校の人数が少しずつ減ってきていて、その中で、隣の学校の子たちが、どんな本を読んでいるのかとか、そういったものが1つの情報として入ってくれば、「ああ、じゃあ読んでみようかな」とか、そういった部分というのにも、やっぱり人数が多ければ、その中で得られるものも多いと思うんですけども、そういった部分というのが、こういった地域というか、各地域に小学校があるわけなので、上手に連携していただきながら、そういった本を、どんな本が借りられているとか、そういったような状況についても、共有していくということが、今後の教育にとっても、すごくいいのかなというふうに思うので、ぜひ、ちょっと、引き続きやっていただければなというふうに、いろんな、何て言うのかな、枠組みというものがあるとは思いますが、その中で、今、しっかりと取り組んでいただいているようなので、引き続き、やっていただければなと思います。

ちょっと、その中で、1つお伺いしたのが、この播磨圏域で電子図書館、そういった部分が利用されているというか、あると思うんです。町からも利用できるようになっていると思うんですけども、こういった部分について、例えば、子供たちに、特に、まさに GIGA スクールでタブレット出ましたので、そういった部分について、これで借りて読んだらいいのかなというように、そういった部分について、何か、進めたりとか、そういったような、その電子図書館との関係とか、そういった分についても、ちょっと、お伺いできたらと思うんですけども、何か、今、取り組んでいるようなことはあるんでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） 図書館のほうから、ちょっと、電子図書館について、お答えいたします。

先ほども、申しましたように、たつの市を中心としました播磨科学公園都市管内で、電子図書館、今、つくり始めているところなんですけれども、先ほども、申しましたように、まだ、現在、プラットフォームをこしらえて、中の電子図書自体は、まだ、数があまりそろっていないような状況でございます。

ただ、今、順次、そういうことが、今から始まるんだということを周知させていただき、PR させていただきもって、新たな会員になっていただくような形のやつを進めておる状況でございます。

まだ、出来上がって、今から、これからスタートという感じになっております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 子供たちと、その電子図書との関わり方という部分についても、今後、やっぱり、もう少し考えていきたいところなのかなというふうに思います。

これは、学校図書館との、町立でもないですね、そこになると、もう播磨圏域、こちらの圏域の図書館、たつの市を中心とした図書館になると思うんですけども、そういった部分のオンラインでの借りるといふか、今まだ、書籍数が少ないというふうに、ちょっと、お伺いしていますけれども、そういった部分も、やっぱり教育分野で、ある意味で進めて行っても、ひとついいのかなという部分、思いがあります。

今、だんだん、電子書籍というものが、一般的にもなっていますし、子供たちは、避けては通れないし、もっと、本当は触れ合ったほうがいいものなのかなというふうに思っておりますので、ぜひ今後、その電子図書館、そういった部分との関わり合い、そういった部分についても、少し考えていただければなと思います。

電子図書館でしたら、何冊借りられているのか。どんなふうに借りられているのか。先ほど、各小学校でとなりましたけれども、貸出し状況から、いろいろ分かるようなこともあるんじゃないかというようなことをお話させていただきましたけれども、そういった部分が、ある種、少し、もっと広いエリアで行えるのかなという部分の思いもありますので、ぜひ、ちょっと、考えていただけたらなという、これは、要望ですけれども、ぜひ、よろしく願いいたします。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 電子図書に限っては、今のところ、まだ、おすすめ等にはしておりませんが、子供たちに紹介するというのか、子供たちのニーズと、それから先生たちがお薦めする本と若干違う部分もありますので、できたら読んでほしいなという本については、図書館で、例えば、この本を展示して「おすすめコーナー」とか、そういったことで、紹介しておりますので、そこに電子図書のチラシでもあれば、また、そういった検討もしたいと思いますので、今後の課題だとは思っています。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

GIGA スクールがあつて、学校図書館と子供たちのあり方、それと、ああいう端末との関係のあり方、そういった部分についても、また、変わっていかないといけない部分というのが、今後、あるのかなというふうに考えておりますので、ぜひ引き続き、しっかり取り組んでいただければ、そういう思いがありますけれども、ぜひ、よろしく願いいたします。

では、以上で、本日の一般質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（小林裕和君） 大村 隼議員の発言は終わりました。

続いて、7 番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉議員。

〔7 番 児玉雅善君 登壇〕

7 番（児玉雅善君） 7 番議席、日本共産党の児玉雅善です。

本日は、3つの点について、お伺いします。

まず、1つは、森林環境譲与税の活用について、お伺いします。

そして、あと2点ですが、1つは、利神城跡の活用計画。

そして、3点目は、奥海地域にあります老朽化した橋について、お伺いしたいと思えます。

まず、この場では、森林環境譲与税の活用について、お伺いします。

昨年12月31日付の神戸新聞に、全国の自治体に配分された森林環境譲与税の47%が活用されずに基金として積み残されているとの記事が掲載されていました。同様のことがNHKでも報道されたようです。

私のところにも、佐用町にも、こういったお金が下りているのか、基金として積み残しているようなことはないのかということをお聞かせの方を伺いました。

当局に聞きましたところ、佐用町では100%使い切っている。むしろ足りないぐらいだということをお聞きして、少し安心しましたんですが、この森林環境税というのは、2023年度末で期限切れとなる復興特別住民税の看板を変えて、2024年度から個人住民税を納める約6,200万人に1人年間1,000円を上乗せして徴収するもので、国やCO2排出企業が負担すべきものを国民個人に押しつけるものであります。

とは言え、その住民税を納めている人にとっては、1,000円の増税になるわけです。

この森林環境譲与税は森林環境税を各自治体に配分するものですが、活用されずに基金に積み残されるものが47%もあるという原因は、その配分基準にあると思います。

私有林や人工林の面積割に50%、人口割に30%、林業従事者数割が20%で案分されて、各自治体に配分されています。そのため、山林などがほとんどなく、人口の多い都市部に多く配分され、佐用のように山林が多くても人口の少ない自治体には配分が少ない仕組みとなっています。

そこで、お伺いします。

既に、2019年度から先行して本町にも配分されている森林環境譲与税について事前にお聞きしたところ、全額使いきり、足りないくらいということでしたけれども、年度ごとに

金額と実施された事業を年度ごとにお答えください。

2番、1人年間1,000円の貴重な税金です。有効に活用するために配分基準を見直し、都市部より人口は少なくても、農山村地域に多く配分されるように改正されるよう国に対して強く求めていくべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

この件に関しては、先日も、この2日の本会議の場において、意見書を採択され、その場でも町長の、これまで町村会で求めていらっしゃるということを知り、（聴取不能）ですけれども、町民の皆さんにも、よく分かるように、お聞かせくださいますよう、お願いします。

再質問については、所定の場所からやらせていただきます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、森林環境譲与税の活用についてのご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問1点目の年度ごとの譲与税の金額と実施された事業についてでございますが、議員ご発言のとおり、全国的に森林環境譲与税が、これまで活用しきれていない自治体が多い中で、本町におきましては、基金条例も設置はして、積み立てができるようにはしておりますけれども、それを積み立てることなく、全額を有効に活用させていただいているところでございます。

そこで、これまでの年度ごとの実績でございますが、詳細な事業内容や事業費は、これまで報告させていただいたとおりでありますし、町ホームページにも掲載をさせていただいておりますので、ここでは各年度に交付された森林環境譲与税の総額と年度ごとに取り組んだ主な事業についてのみ、報告をさせていただきます。

森林環境譲与税の配分が始まりました令和元年度の譲与税額は、1,627万5,000円で、この譲与税は、森林組合の組合員約4,000人余りを対象に実施した森林所有者意向調査をはじめ、役場第二庁舎の改修工事における木質化や広葉樹林の間伐モデル事業などを実施をいたしました。

令和2年度では、3,458万4,000円で、森林ビジョンの策定や、航空レーザー測量による森林資源量調査を実施したところでございます。

令和3年度は、3,459万5,000円で、令和2年度に引き続き森林資源量調査を実施したほか、森林ビジョンの啓発事業として、議員におかれましても佐用チャンネルでご覧いただけたのではないかと思います。森林に関する動画を作成し、森づくりに関する啓発に努めたところでございます。

本年度につきましては、4,510万円となっております。本年度から実施しております山林の町有林化促進事業の一部にも、これを充当させていただいております。

また、毎年度の事業といたしましては、地域住民による森林整備活動により生産された原木の出荷先として整備した「木材ステーションさよう」の運営費や、森林経営計画による間伐事業を実施した森林所有者への補助金にも、これを充当させていただいております。もっともっと、いろんな森林関係の事業をやっておりますけれども、交付されている額は、だんだんと増えてきております。現在におきまして、譲与税という形ですけれども、これが令和6年から本格的に環境税として、国民の皆さんが負担をしていただくという形で、今度、交付をされるわけでありまして。そういう段階になれば、今のところの配分基準で見れば、約、大体5,000万円余りが佐用町の配分額になるのではないかなというふうに、

今、想定はいたしております。

ただ、それぐらいで、森林の関係の各対策事業は、いろいろと取り組もうとすれば、これで十分という額では、全くありません。

私どもも、もっともっと、本当に、配分をいただければ、もっと、いろんな事業にも取り組めるという考えを持って、今、まず、必要なことを、今まで取り組んでまいりました。

次に、2点目の譲与税の配分に対する国への要望について町長の見解ということで、お答えをさせていただきます。

森林環境譲与税の配分基準は、今、議員ご発言のとおり50%が、これ私有林人工林面積、あと20%が林業就業者数、30%が人口で案分して譲与することは、これは法律で定められておりまして、その結果、森林の少ない都市部におきましても、人口配分ということで、多額に配分されるようになっております。

ここで、本町で取り組んでいる政策において、最も課題と、これからなりますのが、町有林化促進事業でございますが、町有林化が進むにつれて、私有林人工林の割合が減りまして、その結果、譲与税額が減少するという、そういう状況が生まれるわけでありまして。

本制度の本来の趣旨と相反するというふうに、私は思っております、国に対しまして、当然、今、現在の時代の中で、一番森林に求められている地球環境の持続のためのカーボンニュートラルの取組、これが、今の、これは世界的な大きな課題でありまして、森林は、これら温室効果ガスの最大の吸収源として大変重要な役割を担っており、これからも、その重要性は、ますます大きくなっていくと思っております。

この重要な機能は、杉やヒノキなどの人工林のみにあるわけではなく、かえって、それ以外の広葉樹と言われる天然林において、そうした温室効果ガスの吸収効果が非常に高いわけでありまして。その広葉樹林は、一見すると緑豊かで、十分な機能を発揮しておりますけれども、それが現在、広葉樹林においても、非常に木が高齢化をして、ほとんど下草のないような、そして、今現在、起きているようなナラ枯れというような、広葉樹林が、どんどん枯れてしまっているという、こういう現状もあり、森林の若返り機能も、非常に、これは早く求められているところであります。

特に、そうした私有林であろうが、公有林であろうが、森林の持つと申しますか、森林が役割を果たしていく機能は、全く変わらないわけで、国に対しましては、そうした、今の私林の中での人工林面積というようなところは、非常に、この環境税の目的に対して、非常に矛盾してしまっているということを申し上げて、全部の森林、全部の山林、これを対象にすべきだということを、強く、今、そういう見直しを申し上げているところであります。

そういうことの中で、本会議の初日におきまして、佐用町議会におかれましては、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を採択をしていただきました。

町としても、令和3年度から、これを、こういう要望を西播磨市町長会の要望にも、しっかりと盛り込んでいただいて、国に対しての要望をしております。

特に、先ほども申しました、町有林となった森林や財産区有林の面積、これを算定基準に加えること。

また、人工林の面積だけでなく広葉樹林の面積も、これも全て加えること。

それから、林業就業者数による譲与の基準を見直すこと。これ、森林の作業の就業者です、これがかなり20%もあるんです。実際、佐用町は、専業で統計上、森林従業者というのが非常に少ない。実際には、作業を行っている方も、町内におられる方だけではなくて、岡山県とか、また、隣の宍粟市とか、そういうところの事業者に入ってきていただいて、長年ずっと、この作業に加わって、実際の事業量というのは、結構、行っているわけです。

そのへんの、非常に、実際と矛盾してしまうところがあります。そのへんの見直しも、ぜひお願いしたいということを申し上げています。

ただ、人口配分というところが、30%。これも確かに大きいんですけども、やはり、森林整備だけじゃなくって、整備したものを、うまく資源として活用をしていくということも、そういうのを整備、育てて、それを資源として出荷して、それを使っただけ、いわゆる川上から川下までが、一貫した、こういうサイクルに、うまく生産から消費という、これもないと、本当に持続的な森林経営というのはできないわけです。

そういう意味では、都市部においても、こうした木材資源を活用をするという面で、こうした森林環境税を活用する。使うという、こういうことで、そうした木材利用を促進するという面がありますので、全く、この人口配分が、これが意味がないというわけではないということを、私は、思っております。

そういうところを、やっぱり総合的に、バランスよく考えながら、重点的に、今、先ほど、申し上げたようなことを、私も林野庁にも、直接伺って、担当課長や、また、森林部長や、また、次長。最後は、林野庁の長官にも、直接、そういう状況、現場の話、各市町での取組、そういうことも、直接、お話をさせていただいて、ぜひ今度の令和6年から実際に税の徴収が始まると。その前に、やっぱり5年たちますので、5年ごとに、こういう法律を見直すという前提が、そういう前提がありますので、ぜひ今、各国会議員の中でも、こういう問題を、今、議論をして、協議をさせていただいているところでもありますので、そういう基準の見直しについて、機会あるごとに、要望をお願いしているところでございます。

先ほど、何回も繰り返しますけれども、国においても、課税が、いよいよ開始される令和6年度に税制改正、これは税ですから、税制改正が検討をされているようでありまして、今一度、要望活動に力を入れていきたいと考えております。

議会としても、先ほど、申し上げましたように、この議会の当初、初日に、国に対する要望書を採択いただいた、要望書じゃない意見書ですね、意見書を採択をいただいております。引き続きのご支援をお願いを、逆にしたいと思います。

このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[児玉君 挙手]

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） ありがとうございます。

確かに、本当に、ちょっと、誰が考えてもおかしな感じがします。何とか、お願いしたいと思います。

先日、産業厚生常任委員会で鎌倉に研修行かせていただきました。その後、翌日、議員会館に、兵庫県選出の各国会議員の皆さんとこへお邪魔したんですけども、その議員の皆さんにお会いして、その別れ際、握手交わすときに、私も、どの先生にも森林環境税の見直しをお願いしました。皆さん、よく認識されていまして、これは改定せな駄目だということをおっしゃっていました。何とか、町村会長会とか、いろんな場面で強く申し出たいと思います。

そこで、ちょっと、お伺いしたいんですが、2019年から3年間で全国の市町村に配分されたのは約840億円になるそうです。そのうちの47%に当たる395億円が基金として積み立てられているわけなんですけれども、この基金というのは、何でも使えるような財調みたいなの感じの基金として積み立てられているのか。それとも、あくまでも森林環境税というのは、一種の目的税なので、それに関して、使用目的が限られた基金として積み立て

られているのでしょうか。

うちの、佐用町の場合は、基金に積み立てられていないので、関係ないんですけども、もし分かればお願いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、目的税ですから、これは基金に積み立てても、使用する時には、きちっと、その目的に沿った使用をする。また、それを、何に使ったかという報告義務が、当然、あります。

ただ、これなぜ、こういうふうに、半分近くが基金に積み立てたような状況になったか。これは、やっぱり、これまで初めての、こういう譲与税で、使い方、目的税ですから、そういう目的に沿って使えと言われても、準備がないと、なかなか、それを使用する事業がないという。

やはり、有効に使おうとした時に、私とこで、最初で 2,000 万円なかったんですけども、総額そのものも、そんなに、わずかでもないけども、そんなに多くもない、そういう額ですから、それに対して、国に当初、じゃあ、どうするんだと、使えなかった時に、どうするんだといった時に、基金として、ある程度の額を積み立てて、将来的に、何か大きな目的で事業を行う。そういうことも可能ですよという、国が回答をしたんですよ。だから、基金制度をつかって、基金に積み立ててもいいですよということを、国が言ってしまったから、だから、どこも、とりあえずは基金条例をつかって、基金として積み立てておこうという形で、かなりの町が市町が基金に積み立てたということで、それが、やっぱり、報道なんかで、税で、物が全然使われていないと、こんなのが必要なのかとか、いろいろと議論が出てきて、国の財務省のほうも、実際、使われていないんだったら、この森林環境税そのものの、やっぱり必要性ということまで議論されるようになりましたから、それは違うだろうということで、今、かなりのところが、しっかりと先ほど言ったように、準備、もし、いろんな形で全国で使った例、私の町が、例えば、森林所有者の意向調査とか、それから航空測量なんかをして、（聴取不能）なんかを測る。こういうこと、そういうことも、1つの参考として、皆さん、やっぱり事業には取り組んでおられます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） ありがとうございます。

NHK の報道をネットで調べたんですけども、それによると、やっぱり、町長がおっしゃるように、例えばで言いますと、東京都の山なんて、森林なんて、全然ない地区でも、すごい金額が下りていくわけですね。そして、NHK で報道されたんでは、これ三重県の町なんですけれども、ここなんかの場合は、マンパワーが足りないということで、担当しているのは 2 人だけの職員ということで、マンパワーが全然足りなくて、使わずに、基金に積み立てる例もあるそうです。

いずれにせよ、この森林環境税、佐用のような山間地域の町にとっては、本当に貴重な財源、有効に活用していけるように、また、少しでも多くの金額が交付されますように、精一杯働きかけてやっていただきたいと、やっていただくことをお願いして、この質問に

関しては終わらせていただきます。

そして、2番目の問題に入ります。

利神城跡の保存活用計画の現状と今後の予定について、お伺いします。

利神城跡の保存活用計画については、今年度で第1期の工事が完了し、今年度は第2期に当たりますが、第2期の計画の策定委員会が開始されるようにお伺いしています。

そこでお伺いします。

本丸跡等の石垣等の現状を保持するための工事が完了し、本年度は御殿屋敷跡等の石崖の工事が行われるということでしたけども、工事の進捗状況はどうなっていますか。

2、ガイド付きという条件で、本丸までの登山が可能となっていますが、これまでの登山者数は何人ぐらいいらっしゃったのか。

3、登山された方からアンケートにお答えいただいていると思いますが、その感想なり、希望なりの主なものはどういったものがあつたのか、お伺いします。

その希望などに対しての対応は、どうなっていますか。

5、今後の計画について、第2期の工事の内容、これは、もちろん、策定委員会が決めることなんですけれども、どういったものが含まれるのか、分かりましたら、お願いします。

6、10年ほど前、京橋から南石塁辺りまでの発掘調査の際、お堀の跡や住居跡などが出土しました。調査後、速やかに埋め戻されましたけども、特にお堀の跡は埋め戻さずに現状保存して、御殿屋敷の規模などが分かりやすく見てもらえるようにすべきだったという意見があります。今後の工事の際、もう一度、堀を掘り起こして、規模等が分かりやすくするような処置を取っていただきたいと思いますが、どういうふうな見解を持っておられるか、お伺いします。

貴重な出土品などは、県考古学博物館に保管されていると思いますが、地元で保管展示できるような施設をつくるべきと思いますが、見解をお伺いします。

議長（小林裕和君）

浅野教育長。

〔教育長 挙手〕

教育長（浅野博之君） それでは、利神城跡の保存活用計画の現状と今後の予定についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の第1期工事や第2期といった、ご説明は、これまでもしたことがございません。多分、おそらく、第1期と思われるのは、保存活用計画策定後、令和2年度から4年度までの3カ年、利神城跡の石垣崩落や斜面流出に対する応急対策工事のことかと存じます。保存活用計画の中で緊急度が高いとされた史跡保存のための対策工事にあたります。

それでは、最初の、本年度の御殿屋敷地区での工事の進捗状況について、お答えします。先に申し上げました応急対策工事の最終年度にあたる工事で、梶形虎口の道路に接した石垣に崩落防止の金属ネットを設置したほか、石垣の崩落した部分や南石塁の鉄道に開削されている法面に土のうを積むなどの雨水対策を行いました。工事は11月末に完了し、3カ年の工事が全てこれで完成いたしております。

次に、ご質問の2つ目から4つ目までは、佐用山城ガイド協会の活動に関わるものですので、まとめてお答えいたします。昨年の3月議会においても、登山者数のご質問がありお答えしておりますが、その後、天守丸までの登山が可能になっており、昨年3月から今年2月末までに、ガイドは25回、登山者数は延べ418人となっております。

このうち4回の佐用町山城等歴史めぐりモニターツアーが行われており、アンケートが取られております。参加者は主に阪神間の方で20人前後の方が参加されております。上月城跡、三日月藩乃井野陣屋跡などを巡る回もあり、また、紙すきや甲冑着つけ、高瀬舟乗船などの体験も含まれております。待ち時間、説明時間の長さや食事内容、地元のお土産が少ない、喫茶など立ち寄り場所が少ないなど、不満な回答もありますが、ツアーそのものは各回8割以上の方が満足、あるいは大変満足と回答されております。モニターツアーのため、不十分ではあるものの格安であることから満足度は高かったものと思われま

す。利神城跡の登山に限れば、ガイドが親切丁寧で安全配慮されていた、天守丸での椅子の配置、杖の用意がされていた、分かりやすい説明だったなどと、好評価で、山頂からの景色がよかったという回答がありました。前年の三の丸までの登山では山頂を目前に下山しなければならなかったため、山頂まで登りたいという要望が多かったようですが、今回は、天守丸から眺める景色に満足されているようです。

また、ガイドなしで、個人で登れるようにしてほしいという意見も1件ありましたが、史跡保護と安全管理上、自由に公開する状況にはないと考えております。

5つ目に、今後の計画ですが、応急対策工事が完了し、当面の史跡保護対策ができましたので、令和5年度からは史跡整備基本計画の策定に入る予定でございます。これは、ルールブックである史跡保存活用計画に対するアクションプランとなるもので、およそ10年間の整備計画を策定いたします。策定に当たっては、整備基本計画策定委員会を設置し議論いただき、策定に必要な基礎データを収集する関連調査もごさいますので、令和7年度に完成を見込んでおります。この整備基本計画は文化庁の補助金を得て策定しますが、文化庁の計画承認を経て実施に移すことができます。

6つ目の、10年ほど前の発掘調査とありますのは、県が実施した河川改修工事に伴う緊急発掘調査のことと承知しますが、調査範囲は河川拡幅工事の範囲であり、工事により出土遺構の一部は消滅し残っておりません。護岸は景観に配慮した工事がされておりますが、一部の遺構はその管理道の下に埋め戻し保存されております。現地には堀跡発掘調査の説明看板が設置されております。

最後に、この発掘調査の出土品ですが、文化財保護法に基づいて、調査主体者である兵庫県が保管しております。県立考古博物館には文化財収蔵庫があり安全に保存管理されておりますが、町には考古博物館のように温湿度管理や防災対策がされた収蔵庫や展示施設がございませんので、考古博物館で保管されるのが保存上望ましいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございました。

いろいろあるんですけれども、昨年から本丸跡までは、ガイド付きという条件ですけれども、登山が可能になっています。これを、さらに馬場跡のほうまでガイドをして行ってもらうということは可能なんでしょうか。

馬場跡から見ますと、石垣も、また、変わった、本丸跡のほうの景色も、かなり変わったものが見れると思います。城の規模とか、そういった面も、より分かりやすく見れると思いますので、もし可能であれば、そこまで行けるようにすればいいと思います。どんなもの

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 今のところは、そこまで、馬場跡までの見学ツアーのほうは考えてはいなかったんです。現場状況を確認しながらできるのであれば、それもルートとして考えさせていただきたいなと思います。
何分にも、やはり安全第一ということで、優先させていただきたいなと思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

確かに、安全第一という面で、それ一番なんですけれども、本丸跡のところから、馬場のところ、ちょっと、急なところもあります。急なところもありますけれども、安全性という面では、そう危険ではないかと思えます。

何とか、ガイド協会とも協議していただいて、行けるようにできたらなと思えます。よろしくをお願いします。

それと、策定委員会で、協議していただきたいことなんですけれども、利神城、もともとあったつづら折れの途上路いうんですか、あの、あそこ、あれが、登れるようにならなくてもいいと思うんですが、あれでなくても、下からね、そのつづら折れの状態が見えるような状態にまで戻していただけたらと思うんです。そのことは、協議の中に含めていただきたいなと思いますが、そういった面、見た目、それと、ビューポイント、いろんなところがあると思うんですけれども、そういったところも含めて、整備計画に、基本計画に含めていただきたいと思うんですが、どんなものでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 策定委員会の中で、そういったご貴重なご意見は、意見を出させていただいて、検討させていただきたいと思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

せっかくの策定委員会です。よりよい状態で、皆さん、見ていただくような、また、登りやすく、安全に登りやすく、そして、下から見ても、よく分かるような状態で、残していただけるように、策定委員会のほうで、よろしくご協力願いたいと思います。

それと、利神城の、その用地なんですけれども、前、公有地化ということをおっしゃってましたんですけれども、策定委員会、その計画が決まった後、その利神城の私有地がほとんどだと思うんですけれども、そういったところは買取りということになるんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 策定委員会が終わるまでに、この指定地の公有化という事業にも着手してまいりたいなと思っております。

令和5年度の予算においても、不動産鑑定などもやっていこうかなというふうな計画を持っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） やっぱり私有地化、私有地よりも、やっぱり公有地化していただいたほうが、後々の作業もやりやすいかと、済みやすいかと思っておりますので、一度に広い土地なんで、一度には厳しいかもしれませんが、できるところから、公有地化、早く進めていただきたいと思います。

利神城の件に関しては、これで終わらせていただきます。

3つ目の奥海の老朽化された橋についてお伺いします。

奥海に入って、最初の集落なんですけれども、佐用川沿いの県道に面して、5戸ほどの集落なんです。その集落の家のすぐ下に県道が走っていきまして、すぐ側を佐用川流れています。そして、対岸に山と農地が迫っています。その農地と山に行くのに、集落のすぐ下手側、細い小さな、人がやっと1人通れるぐらいの小さな橋と、それから、ちょっと奥、500メートルぐらいですか奥に、これは耕運機であるとか、軽トラはどうなんか知らんけど、やっと通れるぐらいの橋が架かっています。その橋が、上流のほうの広い橋は、いつ頃からかな、去年か一昨年末ぐらいから老朽化で通行不能になっていました。そして、下手の細い橋は、何とか使えていたんですけども、去年の秋ごろから、そちらのほうも老朽化で通れなくなっています。その2本の橋が通れないことには、農地にも、山にも入ることができません。今は、その両方とも行けないようになっています。そして、下手の橋渡ったら行けていたんですけども、その下手の橋から上手の農地のところへ行こうかと思えば、細い道、細い道と言うよりも、元は水路だったところなんです。その水路みたいなところが土砂で埋まって、道路、道として利用している状態の細い危険な道なんですけれども、それさえも使えなくなっている状態なんです。何とか、その橋は、町道でも何でもないんで、厳しい、難しい面もあるかと思っておりますけども、何とか、このままですと、農地も荒れるし、山も荒れ放題になると思っておりますので、速やかに、荒野化してしまうと思います。何とか、難しい面もあるかと思うんですけども、町で助成していただくなり、何とかして、橋のほう、架け替えなり、復旧工事をお願いしたいと思うんですが、見解をお聞かせください。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの橋の復旧ということについて、ご質問に

答えさせていただきますが、今回、奥海の特定の個別の橋の問題ということですが、こういう、いわゆる以前に、農道橋なり地元で架けられた橋、こういうところが、かなり老朽化しているところは、もうここだけではありません。町内にも、たくさん、いろいろとありますので、そういう問題につきましては、やはり、本件も含めて、地元の自治会長と十分協議をして、調整もしております。

今、児玉議員が、奥海の状況もお話になりましたけども、この件についても、自治会長と話をし、担当者のほうも、それは、そういう状況は確認をしております、そういう自治会長との集落との調整も整っております。そういうことを、まず、申し上げて、質問に答えさせていただきます。

ご質問にあります1つ目の橋、集落のすぐ下手にある橋梁ですね、これは調べますと、昭和51年災害の災害復旧事業によって架設した幅が1.5メートルで、有効幅員1.2メートル、橋長、橋の長さは9.3メートルの構造的には鉄骨のH鋼を架け渡した、そういう橋であります。

この橋梁に関しましては、昨年10月に自治会長から相談を受けて、農林振興課の職員が自治会長と現場立会したところ、経年劣化によって部分的に舗装コンクリートが浮き上がったり、また、床版本体との間に隙間ができていることも確認をいたしております。

ただし、状態や構造、使用状況から直ちに、これを通行に支障があるというふうには言えないものでありまして、路面に凹凸はありますが、徒歩での通行は十分可能であると判断をしておりますので、町として、これを全面的に通行禁止の措置はとっておりません。ご質問にある「昨年の秋から通行禁止になっている」というふうには、今、お話ですが、これも、これは、町からの指示なり、町が通行禁止という措置を取ったものではありません。

ただ、老朽化が進んでいるため、補修はしたほうが、当然、よいので、今後の対応について自治会長に相談をしましたところ、自治会内で協議した結果、地元負担金の取扱い等の理由によりまして、今すぐにはできないが、地元で調整がつけばお願いをしたいと回答がありましたので、町としては、地元からの、自治会長からの申出を、今、待っているという状況でございます。

次に、もう1つの橋、もう少し300メートルほど上流に架かっている橋についてということですが、この橋は、多分、個人で架けられたものだろうというふうには、調査の結果、そういうふうに見ております。町で管理をしている農道橋ではございませんが、川向こうの農地を耕作する意向があれば、対応は考えなければならないかと思えます。

しかし、この橋に対しての改修の要望は、地元から出されておられません。また、その農地は長年にわたって耕作されている様子が見受けられない。もう荒廃している状況でございます。現在の状況で農道橋として、これは、農道橋としては、農地がないということであれば対応することはできませんし、実施するとなると、当然、地元負担が必要となりますので、これらの調整が整った上で、協議もさせていただきたいと思えます。

なお、現在でも農林業の振興のために、そうした地元からの要望に対しましては、当然、迅速に対応、それぞれ、農林振興課、また、場合によっては建設課、地元の現地を確認をし、また、必要な時には、自治会長さんとも連絡を取って、対応をさせていただいておりますので、引き続き、そうした対応、今後ともしてまいりたいというふうに思っております。

以上、質問に対するこの場での答弁とします。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君）

児玉議員。

7番（児玉雅善君） 確かに、もう荒廃化していると言えないんですけれども、ただ、本当言ったら、あそこ草まみれなので、地元の方から聞いたのによると、今までは、下手の橋を渡って、たまには草刈りに行っていたと。ただ、その橋も渡っても、もうその方もお年を召していらっしゃる方なので、渡って行っても、その上手に行く、その道が、細い小さなU字溝が埋まったような危険な道なので、草刈り機を担いでいくのが大変なようなんですね。そやから、その方がおっしゃるには、上の橋を何とかしてほしいということをおっしゃっていました。

ただ、先ほども答弁にもありましたように、地元負担金の、その地元の負担がどこがするのか。その集落内で負担するのか。それとも奥海の自治会全体で持つのか、そこらへんの問題がありますけれども、いずれにせよ、地元の集落でとなると、あそこ確か住んで居るのが、3世帯だったと思うんです。そうすると、本当に、負担が大変だと思うので、そういう場合の地元の負担金というのは、何割なんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 失礼いたします。

農業用施設の補助事業ということになりますので、補助金は事業費の70%になります。

なお、地元負担金の、誰にお支払いただくかということでございますけれども、今回も自治会長とご相談させていただいて、自治会も負担する。当然、受益者も負担する。いろんなケースが考えられるんですけれども、その調整は、自治会において行っていただくという中で、なかなか折り合いがつかないだったので、今回のところは、あえて申請しませんという結果でございます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） それで、その農地の上に、森林があるんですけれども、その山、長年、前の先代の方が行ってはる時は、手入れよくされてたようなんです。ただ、今の持ち主になってからは、もう全然山に入っていないということで、かなり荒れているようなんです。倒木なんかも出ているようなんですけれども、そういった山ですので、今後、災害が起きる可能性もあります。もし、その山を手入れするのには、あの下細い橋では対応しにくいと思いますので、できたら、上のちょっと大きな橋のほうを1日も早く直していただくのが、災害の点からもいいかと思いますので、できる限り、善処していただくようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後

3時30分といたします。

午後03時11分 休憩

午後03時30分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

10番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利議員。

〔10番 廣利一志君 登壇〕

10番（廣利一志君） 10番議席、立憲民主党の廣利でございます。

今日は、姫新線の問題について、質問させていただきます。

姫新線の存続に向けて議論を主導すべき、町長の見解を問います。

町民の公共の交通機関の維持、確保に対する要望、意見など様々なご意見に接しています。町当局に対しても、同僚議員に対しても同様だというふうに思います。

タクシー、さよさよサービスについてもたくさんご意見をいただいておりますが、本日は姫新線に限って町長の見解を問います。

この間の報道などで、いわゆる、赤字ローカル線問題で、JR西日本の発表、2022年4月、そして、12月をきっかけにして、存廃に対して要望、国、県に対しては出ていますが、積極的に議論を巻き起こすということは、全国的に一部ありますけれども、姫新線に関しては特段大きな動きはありません。

国土交通省は、2022年7月の提言で、鉄道存廃協議の対象となる線区については、最長3年の期限を設けて、あり方を議論すべきとし、2023年に開始したとして2026年には一定の方向性が示されることになっています。

本町単独でできることは限られているかもしれませんが、今後のまちづくり、佐用町の未来を積極的にアピールし、その中での姫新線の存続を訴えていくことは、どこもできないし、対象線区を抱える本町が、町民、議会はもとより各界各層を巻き込んで議論を主導すべきだというふうに思います。

そこで、以下の項目について、町長の見解を問います。

1点目、JR西日本の発表以降の状況認識と見解を問います。

2点目、姫新線の主たる利用者である高校生、その保護者に対して声、意見を聞くことは考えていないか。

3点目、利用促進策だけでは、存続に向けての限界がありはしないか。

4点目、佐用駅の改修、例えば、総合病院の整備かつ駅の移転、小中一貫校の設立と新駅設置などを考えた総合的な存続議論を提起すべきというふうに思いますが、見解をお尋ねします。

5点目、野村総研によると、JR路線の存廃は2030年から2040年代に深刻化し、実に日本全体で2,800キロに及ぶ路線が削減されるとの調査結果があります。JR西日本の公表した線区を抱える本町は、当事者である意識で議論をリードすべきというふうに思いますが、町長の決意を聞かせていただきたい。そんなふうに思います。

再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（小林裕和君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今議会、一般質問最後であります廣利議員からのご質問にお答えさせていただきます。

姫新線の存続に向けて議論を主導すべきではということですが、令和4年4月のJR西日本の発表によりますと、本町に直接関係する線区としては、姫新線の播磨新宮から上月駅間及び上月駅から津山駅間について、鉄道の大量輸送の特性を十分に発揮できないとされる輸送密度2,000人未満の線区として、その輸送密度や収支状況等が公表されたところでございます。発表以前から、当然、ずっと以前から、当該区間に限らず、姫新線全線を通しての収支状況については、大きな赤字路線であるということ、こういうことは、私たちも既に認識をしてきたわけでありましたが、人口減少やポストコロナの新しい生活様式等の影響により、新幹線や特急、大都市圏の高収益路線の黒字で、地方のローカル線の赤字を支えるという内部補填の仕組みが立ち行かなくなることから、JR西日本としては、今回の鉄道事業の持続可能性の観点から見直しを迫られた状況になり、今回のそうした発表に至ったものではないかというふうに考えられます。

以上を踏まえまして、まず1点目のJR西日本の発表以降の状況認識と見解ということですが、先に申し上げましたJR西日本の状況については、重々承知をしているところでございますが、不採算路線として播磨新宮から上月駅間や上月から津山駅間など、ほかに発表された路線も含め、特定の区間のみを切り取って発表されているということに、大変違和感を感じたところであります。

なかでも特に姫新線の姫路上月駅間については、中核市であります姫路市とを結ぶ、通勤や通学・日常生活に大変重要な区間であることから、本町を含む沿線自治体が兵庫県とも一体となり、姫新線利用促進・活性化同盟会を長年にわたって組織し、従前から利用促進や各種要望活動等に取り組んできたことは、議員の皆さん、また、町民の皆さんもご承知のとおりでございます。

したがって、乗り継ぎや便数等のJR西日本の運行形態や輸送段差を理由に、姫新線の一部区間である播磨新宮から上月駅間だけを切り取って報道されることに対しまして、鉄道が開通して、もう100年近くなりますけれども、この間、西播磨圏域をつくり上げて来た鉄道路線の歴史的・文化的・経済的役割と意義等を無視して、採算性のみで評価して不採算区間を切り捨てようとする意図を感じて、強い危機感を感じているところでございます。

JR西日本の収支公表前後における国や県の動きといたしましては、国は、コロナ禍による鉄道事業の大幅な減収等の状況を受け、令和4年2月に鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会を設置し、7月に協議結果を取りまとめ、輸送密度が1,000人を下回る等の特定線区について地域公共交通の再構築に向けて必要な対策を、場合によっては国が主体的に関与し、鉄道事業者、沿線自治体と共に協議するべきとの提言を公表されております。

一方、兵庫県におきましては、JR西日本の収支公表後、令和4年6月に、JRローカル線維持・利用促進検討協議会を設置し、路線ごとにワーキングチームを設けて、利用促進策の検討を進めてまいりました。

令和5年2月に計3回の検討協議会が終了し、この検討結果を受けて、令和5年度に実施する各種利用促進策や、キャッシュレス決裁の導入にかかる調査等の事業予算が計上されたところであります。

兵庫県における、このローカル線維持・利用促進検討協議会につきましては、この姫新線といたしましては、姫新線利用促進・活性化同盟会のたつの市、幹事長となっております、たつの市の市長が参加をしているところでございます。

これら協議会の名称にも表れておりますとおり、国は地域交通のあり方を地域にとって望ましいものに「刷新」していくとしている一方で、県はローカル線を地域にとってなくてはならないものとして「維持」をしていくという姿勢、その大きな違いが見られます。

国の提言の中では、バスに変更するなどのモード転換や、鉄道の上下分離なども選択肢としていますが、現時点では本町にとっては現実味のない案となっているため、姫新線の維持に向けて、さらなる利用促進に取り組むことが最重要課題ではありますが、しかし、人口が、ますます減少している状況の中で、特に、この鉄道の利用の主体になっております学生、特に高校生等の定員も減っている状況の中で、この乗客の増を図るということ、このことには、私は、やはり限界があることは明らかなだというふうに思います。

そういう中で、やはり鉄道の必要性、鉄道が果たす役割、これは、やはり国のあり方として捉えるということが必要だというふうに思っております。

国においては、地方創生の旗印のもと、東京圏への一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を目指して各種政策を推進すると言っている、その一方で、鉄道を「刷新」しようとしていることが透けて見えます。各地域における鉄道の存在は、地方への人・物・経済の流れを作る基礎的なネットワークとして、地域が存続していく上で最も重要な社会インフラであるため、仮にもその存廃を議論することは、完全に地方創生の流れに逆行し、その取組を瓦解させるものであるというふうに認識をしております。

次に、2点目の高校生やその保護者に対して、意見を聞くことは考えていないかということですが、今回の発表の有無にかかわらず、姫新線を維持していきたいという方向性については、改めて、そうした方々、直接、今、利用している人を含めて、問うまでもなく、これは、誰もが、町と高校生、その保護者の方、誰もが、その思いには相違ないというふうに、当然、推測しておりますし、それが、事実であろうと思っておりますので、現在のところ、そうしたことを、特段に、具体的にご意見を伺うようなことは、する必要がないです。考えておりません。

仮に、姫新線の存廃が具体的に議論されるようなことになれば、通学で、当然、利用される高校生や、その保護者はもちろん、高校進学を控えている子供を持つ子育て世代に、特に影響が大きいと思っておりますし、しかし、そういう方だけではなくて、これを利用して医療機関、姫路等にいろんな、そういう施設が集中しておりますけれども、そこを利用する町民の皆さん、高齢者の皆さん、皆さんの、やはり重大な生活に影響が大きいものがあるわけですから、そういう意味で、姫新線を利用している、今、特定の方だけではなくて、これは、やはり町民挙げて、そうした問題、もし廃止というような議論が、存廃が議論されるのであれば、それに対して町民全体で意識を共有しながら反対をしていくことが重要であるというふうに考えております。

なお、現在、佐用高校からは、姫新線の利用促進活動等に対しましては、高校としても可能な限り、当然、協力したいとの心強い意向もお聞きしておりますので、これまでにも、そうした形で、JR西日本、神戸のほうにも高校としても一緒に要望活動もしてまいりました。今後とも連携を密に、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の利用促進策だけでは、存続に向けて限界がありはしないかとの質問ですが、先ほども申し上げましたように、そこは、私も限界があることは明らかなだというふうに思います。

ただ、これまで、ご承知のとおり利用促進については、当然、地元としても取り組まなきゃいけません。少しでも、この利用を増やしていこうということで、県や沿線市町並び

に JR 西日本とも協力をしながら、姫新線利用促進・活性化同盟会等における各種利用促進イベントの実施も行い、姫新線に実際に乗車をしていただき、その快適さや沿線の魅力を知っていただくための取組も行ってきたほか、こういったソフト面の取組だけではなく、県と沿線市町が協調して姫新線輸送改善事業、いわゆる高速化事業などのハード面に対しても支援も行い、利便性の向上に努めてまいりました。

また、町単独の利用促進策といたしましては、これまで、パーク&ライドのための駐車場整備や駅舎の整備などのハード面に加えて、片道乗車券支給制度の実施や大学生等の通学定期券購入助成制度の創設など、ソフト面でも充実をさせてまいりました。

今回の問題を受けて、今後のさらなる利用促進のため、片道乗車券支給制度については、これまで5名以上のグループを対象にしていたものを2名以上にするなど、より利用しやすい制度となるよう制度の拡充を図ってまいります。

現在の利用状況を見ますと、先ほど、申し上げました通り、当面、当然、その地元として、利用促進に取り組むこと、これが重要であり、住民の方の意識の、姫新線へのマイルール意識、また、姫新線を存続させようという町民一人一人の思い、そういうものを醸成をする行動変容や、また、観光等、いろんな面で、利用者が伸びる余地は、当然、まだ、あるとは考えておりますが、しかし、まだ、先ほど申しましたように、人口が減少する中で、これが急激に伸びることは、当然、あり得ないというふうに思いますし、また、逆に、5年、10年という将来を考えますと、最後に野村総研ですか、そういうところからも出ているように、何十年後には、もっともっと厳しい状況になると。乗客面からだけ見ればですね。こういうことは明らかだと思っております。

そうした、今、地元としてできること、今、できることは、まずは、乗客乗員を増やすという取組、このことについては、当然、取り組まなければなりませんし、観光の需要の促進、また、マイルール意識、これまで以上に尽力をしてまいりたいというふうに考えております。

また、これまでも、姫新線利用促進活性化同盟会に加えて、西播磨市町長会や町村会を通じて、姫新線の利便性向上に対する要望も行ってきたところでございますが、ご質問のとおり、利用促進策には限界がございます。今後は、国に対して、赤字ローカル線の維持ということについて、国・県・沿線市町村等、当然、私たちも一緒に考えなければなりませんし、適切で実現可能な、やっぱり維持策、これについては、沿線市町においても、そうした運営に対して支援を行う制度、これは国・県が中心になった形で、赤字ローカル線と言われる地方路線を国の形として維持していく制度、そういうものを創設をしていただくように、強い要望を行っていききたいと、その必要があるというふうに考えております。

続きまして、4点目の佐用駅の改修、総合病院の整備かつ駅の移転、小中一貫校の設立、新駅設置などを考えた総合的な存続論議を提起すべきということの見解はということでございますが、そうした、まちづくり、地域を再開発をしていくような、そういうことができる、今、状況、佐用町に、この地域に、その力が少しでもあれば、それは、こういう論議を、提起をしていききたいと、私も、そういうことは思いますけれども、やっぱり、民間の方が、そういうことをお話をされるのではなくて、町が提起をする以上は、やはり責任を持って、できる可能性というものもしっかりと考えながら、その論議をしなければなりません。

そういう意味で、今、廣利議員が、そういうような論議を、提起をしたらという提案でございますけれども、なかなか、学校まで含めた、また、学校も小中一貫と言っても、今、積極的な小中一貫ではありません。人口が減り、子供の数が減る中で、小中一貫の子供の教育環境として、そういう学校があり得るんじゃないかというような、そういう議論、個別に考えますと、そういう議論です。

それから、病院とか、そういう整備、これについても、なかなか、これから病院の経営が非常に難しい。総合病院、これを、どう維持していくか、そういうことの、個別には、非常に大きな課題を抱える中で、それを巻き込んだ、鉄道を巻き込んだ論議というのを、計画というようなものが、なかなか、私は、思い浮かべませんし、可能性というのは、非常に低いというふうに思わざるを得ません。

JR が、当然、駅は、今後とも、路線、また、駅舎、これは JR 西日本で改修したり、また、維持をしていただかなければなりませんし、それに対して、全て本町なり、県行政として、それに代わって施工するというようなことも、これも、今、財政的にも不可能ではないかというふうに思います。

現実問題として、やはり、私たちは、どうしても、その行政としては、現実問題として捉えていかなければ、責任ある提案にはなりませんし、発言にもならないという点、これは、行政の限界かもしれませんが、少なくとも、まず、そうした総合的な提案というもの、議論を提起するというようなことについては、私は、なかなかできないというふうに思います。

次、当然、今現在、姫新線、佐用町内 4 つの駅があるわけです。そうした駅舎も、また、駅の広場といいますか、駅前の整備、その規模に応じた小さな整備ですけれども、町が、行政が行っております。そうした中で、駅舎や、そうした可能な限り、こうした駅や鉄道を最大限活用できるようなまちづくり、この駅の近くに住宅を設けたり、また、駅を中心に、そうした今の施設、文化施設や行政の施設も配置をしておるわけです。そうした中で、中長期的な視点に立ったまちづくりを行っていく、これが 1 つの現実的な利用促進の方法ではないかと思えます。

最後に 5 点目の JR 路線の存廃は 2030 年から 2040 年代に深刻化し、多くの路線が削減されるとの調査結果があるという、本町は、当事者である意識で議論をリードすべきだというご質問ですけれども、そうした専門機関が調査をされて、数字的にも、きっちりしたものが、データが出されるわけでしょうけれども、そういうデータがあるなしにかかわらず、現在の状況を、そういうものを鑑みれば、そういう状況に、ますますなっていくだろうということは、誰しも、これは分かるという問題ではないかと思えます。そういう危機的な状況だということは、私たちも十分認識をしております。

こうして、今回、こういった問題が大きな話題になったわけですけれども、これはもう、以前から、そういう危機感を持ちながら、これまで取り組んできたわけでありまして、今後とも、本町を含む沿線市町及び県が協力して積極的な活動を、今後とも展開をしてまいりたいと思えます。

これまでも、具体的には、現在の姫新線利用促進・活性化同盟会の前身があるわけです。歴史的に長い歴史があります。姫新線の電化促進期成同盟会というものがあまして、私も、そういうところで、いろいろとお話もさせていただきました。

平成 2 年に組織して以来、県・沿線市町ともに高速化事業などのハード面の整備に取り組むだけでなく、利用促進のためのソフト事業を実施するとともに、JR 西日本にも参加をいただいた上で、ほぼ毎月、定例担当者会も開催をしてきたところであります。

このように沿線市町において一体的な取組を展開している例は、これは全国的にも、そんなに多くないというふうに思っております。これらの取組が功を奏する中で、順調に利用者数も、コロナ前は増加をしてきたわけでありましたが、ただ、今回の国の報告書でも、取組の好事例として紹介もされておりますけれども、ただ、300 万人を達成したと、これは、全国の路線の中でも、こういう例は、そんなにない。だから、こうした自治体、地域の取組として、好事例としても紹介もされましたけれども、じゃあ 300 万人で黒字になっているかと言ったら、全くそうじゃないんですね。それは、赤字は赤字だったということは

間違いない。そのところは、やっぱり、ちゃんと認識しておかなきゃいけないと思います。

3点目のご質問でもお答えしましたが、町単独でも、パーク&ライドとか、駐車場整備、駅舎の整備、いろんな乗車券の助成と、そういうことも認識をしております。先進的なものを取り組んできているというふうに、私は、認識をしておりますので、もちろん、播磨新宮上月間に限ってみれば、マイカーの普及や道路網の整備、智頭線の開業や姫新線の減便等の理由で、昭和の終わり頃から利用者が大きく減少をしたことは事実であります。

平成 16 年と比較しますと、過疎化や少子高齢化等による人口減少にもかかわらず利用者はほぼ横ばいの状態で来ております。高速化開業直前の平成 20 年度と比較すれば、利用者も、この区間においても微増しており、そういう意味では、人口が減少する中、よく健闘をしている状態だというふうに思っております。

今後も、沿線市町や兵庫県とともに、姫新線の堅持に向けた要望も行いながら、利用促進やマイレール意識の醸成等に向けた対策を講じて、これまで以上に住民の皆さんの協力を仰ぎながら、利用促進なり、この姫新線の存続に向けた、維持に向けた取組を強化していきたいと考えております。

ただ、私は、この姫新線の存続、維持の問題については、沿線と言っても、佐用町、当然、直接、大きな影響あるわけですがけれども、やはり一番中心になって、この姫新線の維持、存続のための必要性、これは姫路市、播磨圏域として、姫路市も大きな核となって、国や県、また、JR にも要望をしていただく、一緒になって要望をしていかなければならないと思います。そのための利用促進・活性化同盟会であり、ただ単に、一番影響のある佐用町だけが一生懸命やっても、これは本当に、なかなか効果が出ないというふうな思いも持っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、ご質問に対する、ちょっと、長くなりました。お答えとさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） まず、2 点、通告はしておりませんが、2 点、ちょっと、質問をさせていただきます。

広報さよう 12 月号、7 月号も合わせてですけれども、コンクールで特選と、全国コンクールに出場ということなんですけれども、町民の皆さんも見られたと思いますけども、表紙含めて 13 ページ全部 JR 姫新線が大きな写真入りで特集されています。これが、今回、特選になったわけですが、私は、皆さん、思ひは、いろいろだったでしょうけども、メッセージ性、それから、タイムリー性、時期を得ているということで、本当に、すばらしい出来栄だなというふうに思うんですけれども、町長、お褒めの言葉はあったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 議員の方から、そういうふうには言われることはない、当然、議員が感じておられるとおり、みんなが感じたことですから。はい。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 長く、私もコンクール、佐用町の広報が、こういう形で表彰を受けているというのは、何回も、今までありましたので、何回もあったから、当然という形じゃなくて、やっぱり続けていくことが大事だなというふうに思いますので、これは、本当に、すごい出来栄だなというふうに思います。

三浦課長、おめでとうございます。

もう1つは、町長の答弁にありましたけども、このローカル線に対する国と県の姿勢の違いということがありましたけども、実は、2月、この2月でしたか、兵庫県議会に、正式名称は、JR ローカル線維持議員連盟が設立をされたということなんですけれども。

その後のことについて、新聞で出ていたか、ちょっと、私、見落としてますけども、後で聞きますと、その協議会に、先ほど、ちょっと、触れられた姫新線の活性化同盟の代表として、たつの市の市長。それから、兵庫県内には、この赤字ローカル線って公表されているのは4路線あります。山陰線、それから播但線、加古川線、それから姫新線。姫新線の代表で、たつの市の市長が出られて、それから、豊岡の市長と、朝来の市長と、それで要望書を出されているんですけれども、町長に聞くのがどうなのかなというふうに思うんですけれども、その中で、国に対して要望が鉄道ネットワークの維持や JR 赤字路線への支援制度を創設するという働きを求めているということなんですけれども、ちょっと、その創設ということは、新しくつくるとということなんですけれども、そのあたりは、町長、どういうご理解でしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、そこへは出席をしておりませんので、細かい議論が、どういふことがされたか、このことまでは承知はしておりませんが、先ほども答弁で申し上げましたように、このこうした全国に赤字と言われる路線がたくさんあります。そして、また、兵庫県にも、とりあえず今回、特に公表された赤字が大きい路線というのが、その4路線があって、そうした鉄道を、私も、先ほど、申しましたように、やはり利用者が、これから、人口が減っていく中で、逆に減っていく、増をしようとしても、それは限界があるわけです。

じゃあ、限界があるから、どんどん減っていくから、じゃあ、その鉄道の役割は終わったんだというような議論では、本当に幹線の本線みたいのところだけが残ってしまうと。それで、国はいいんですかと。国のあり方として、そういうものでいいんですかという話です。

ただ、それを、じゃあローカル線を維持して、存続させていくためには、当然、経費がかかる。これが、今は、国鉄であれば、まだ、あれだったんですけれども、JR、民間会社に全て負担をして、そういうものを運営しなさいと。

当初、民営化した時には、新幹線や都市部の山陽線とか利益の上がる、そうした鉄道と一緒に一体の経営として存続をするということで、民営化をしているんですけれども、しかし、時代として、そういう時代は変わってしまったと、社会状況がですね。だから、そうなってくると、じゃあ、どういうふうな、今後、JR に対しても、JR だけの責任、JR だ

けの負担で、なかなかそれを存続させてくださいということを、いつまでも言い切れない。だから、新たな方策を考えてくださいと。

だから、具体的に、新たな方策という中で、想像できるのは、1つは、よく言われる上下分離で下の線路、基盤は、道路と同じように公共施設として維持管理、インフラとして負担をすとか、運営に当たって、国や県が赤字部分について、助成、負担分を幾らか持っていくと。

ただ、その時、必ず、国や県だけじゃない、もし、そういう形になりますと、沿線自治体、関係のところの負担ということも、必ず国は要求してくると思います。

だから、関係している市町村が負担をしなきゃいけないということもあるわけです。

だから、あんまり早計に、そういう（聴取不能）でやってくださいと言ってしまうと、今度、また、それが全部跳ね返ってくるという形にもなろうかと思えますけれどもね。

ただ、今までの方法で、乗客を増やすだけでは、これは、なかなか限界がある。

JR だけに全部負担をして、残してくださいという要求、要望だけでは、これにも、もう限界がある。

じゃあ、ほかの何かの方法を考えなきゃいけないというのが、現段階の話だと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 総務常任委員会で視察をえちごトキめき鉄道と、鳥塚社長のお話を聞く機会がありまして、この鳥塚社長というのは、千葉県のいすみ鉄道というのを社長をされて、本当に、観光でV字回復されて、今は、えちごトキめき鉄道の社長で、全国の赤字路線のために奔走をされているということで、姫新線と直接は関係ないんですけども、新見市の芸備線のほうの活動もされています。まず、開口一番、この鳥塚社長が言われたのは、やっぱり赤字ローカル線でJR に対して行く時は、きちっと理論武装しなさいと。あまりにも理論がなさすぎますと。理論武装して対してくださいという話でした。

私は、今回の一般質問に際してですけども、JR 関係の本、この赤字ローカル線の問題については、いろんな本がたくさん出ています。どちらかというと、JR 関係者が、かつて役員だったような人たちが歴史を含めて JR について書いている本が多いんですけども、その中で、1冊、ちょっと、これお薦めしたいのは、もし、関心があるようでしたら、町民の皆さんもそうですけれども、先ほど、ちょっと出た野村総研、野村総研という名前ではないんですけども、地図から消えるローカル線という本が、読みやすい本です。すぐ読めます。

ですけども、全国の赤字ローカル線の沿線のアンケートを、きっちりとされて、どちらかと言うと、客観的に、この赤字ローカル線の問題を取り上げているということで、関心のある方は、ぜひ読んでいただきたいなというふうに思うんですけども…。

で、幾つかの点について、町長のお考えを聞かせていただきます。主たる利用者である高校生、あえてこの状態は、みんな理解しているから、あえて聞かなくてもという、そういうことでしたけれども、私は、駅に立ちまして、高校生に直接聞かせていただきました。それから、保護者の方にも聞かせていただきました。上月駅、朝6時台、津山に通う高校生が10人はいないんですけども、いるんですね。やっぱり、苦勞されていると。

例えば、旧南光から津山へ行く時には、朝、汽車がありませんので、上月まで送らざるを得ないというふうなことが、改めて聞かせていただいたし、上月駅の待合所は、この1月、2月は寒かったです。そういう状況があります。

それから、佐用駅で、ちょっと聞いた時に、私は、ちょっと嬉しかったんですけども、高校1年生の男の子が、実は、1年生のクラスで、この姫新線の問題を議論しようと思っているという話をしてくれたんですね。ですから、高校生は高校生なりに、この広報さよを、よく資料もそろってまして、姫新線の利用が5割超えているんです。高校生ね。それで、その子たちが、姫新線の問題を議論しようと思っていると、改めて、その利用者の高校生の皆さんが、そんなことをお考えなので、これは、やっぱり必要なのかなというふうに思うんです。

それで、以前、話もしましたけれども、例えば、トマトの関係で、商品開発で、高校生が、いろんなアイデアを出しているというのがありますけれども、単なるイベントをやって参加するのではなくて、企画から、この駅で話してくれた高校1年生の男の子がクラスで議論しようと思っているという子たちがいるわけですから、やっぱり、その子たちの議論を巻き起こしていく、改めてね、いうことが必要ではないかなというふうに思うんですけども、もう一度、ちょっと、校長との連携があったりしますけれども、そういうことについては、提案はできないでしょうかね。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 高校生とか、保護者とか、例えば、アンケートを取るとか、特に、そういうことではないだとは思いますが、そういうことであれば、もう既に、今、そうした報道がされたり、利用している人たち、特に関係者は、今、高校生自体が、みんな議論をしようとか、そういう動きが、当然あるとか、だから、それだけ、やはり、みんな自分のこととして、皆さんは、もう危機意識というのは持っていたらいいという、私は、思っているわけです。

だから、それをあえて、じゃあ、当然、使っている方に、姫新線が必要ですか。必要でないですか。そんなん、必要であるというのは、もう当たり前ですし、存続して、もっと便利にしてくださいとか、もっと、たくさん本数走らせてくださいというような意見を、例えば、聞いても、なかなか、それは、今の状況の中で、JRに、ただ要望だけで持って行ったとしても、それは難しいところがありますし、ですから、私が、申し上げたのは、あえて、今、どういう考え方をしておられますか。こういう問題に対して、どう思いがありますかということ、あえて、時間かけて、また、職員も、そういうことで対象者、学校だけでは、対象者が高校生だけではないんでね、たくさんの広い対象者に、そういう話をしていくというのは、今の状況では、これまでも、そういう取組も、ずっとしてきたことはしていますし、広報なんかでも、今、お褒めいただきましたけれども、あれだけの力を入れて、町民の皆さんにも、広報でも状況を知らせさせていただいて、JRの動きや国の動きなんかも知っていただくようにしていますからね。だから、それは、あえて必要じゃないのではないかなということをおっしゃっているところなんです。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 一番、どうしたらいいという、利用促進策だけでは、町長も限界があるということですので、いろんなアイデアが出ると思うんですよ。

それは、やっぱり日々、毎日、使っている人たちが、日々考えていることが、実は、あるのではないかなということですので、高校生たちは、高校生たちで、やっぱり、そういう思いであると。思いでいるということは、理解しながら、ぜひ巻き込む形を、何か考えられたらなというふうなことを、ちょっと、考えました。

それで、ここに書いた、総合病院の云々とか駅の移転とか、これは簡単にできることではありません。ありませんけれども、しかし、そういう、要するに、今、利用促進策だけでは無理だと、限界があると。そうすると、まちづくりということから、やっぱり考えていく必要があるんだというふうに思うんです。責任あるリードするために、あんまり軽々しくは言えないというところは理解できますけれども、しかし、誰かが口火を切らないといけない。

この野村総研が言っているのは、実は、30年間、国鉄からJRになった後、この赤字ローカル線の問題は、その議論を誰も主導しなかったと。結局、そこが負担しないといけないうことになるからではないかというふうなことが、ちょっと、ありました。

それで、1つ、なかなか総合病院とか、小中一貫校とか書いているところからすると、何やそういうことかということと言われそうですけれども、駅舎の改装というのを、高校生と話していて、ちょっと、思いましたんですけども、駅舎を目的地にすることができないかなと。三日月駅も、それから、播磨徳久駅も、上月駅も、目的地にすることができないかな。

で、利用者も高校生もそうですけれども、昨日も今日も、それから、予算委員会の中でも出ましたけれども、引きこもり、あるいは不登校の方対象の居場所づくりという話が出ました。

私も不登校のことについて取り組んでおられる2家族の方にお話をした時に、駅舎の問題が出ました。駅舎を不登校の子たちの、実際、今、例えば、三日月とか、ちょっと、仮の話ですけれども、三日月とか徳久から上月に不登校の子たちが行っているわけですけれども、姫新線使うわけですよ。だから、駅舎を、そういう居場所にできないかなというふうなことを、まず、そんなに大それたことではないので、それは、そういう居場所づくりの駅舎というのは、考えられませんかでしょうか。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） お話が、総合的な大きな駅から、急に不登校の対策問題になると、ちょっと、私も、どう捉えていいのか、その不登校の問題は、非常に大きな、これ本当に課題です。不登校、それから、引きこもり。そして、それに関連してくると駅舎、これは、この姫新線でも、少なくとも、この佐用町の、それぞれの駅というのは、町が整備をして、南光の徳久の駅も、三日月は、待合室が、ちょっとあるだけですけれども、上月もああして直売所がついていたり、上に、そうした施設、集会ができるような施設もあります。そういうところを活用するという、そこに、みんなが鉄道という形で集まってくるという、それは、また、そういう方法、対策として、少しでも活用しようという問題の中では、それは考えたらいいと、考えられることではないかなというふうに思いますけれどもね。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） そうなんです。

小中一貫校とか、総合病院のところから、ガクンとなるんです。ちょっと、びっくりさせたとはいえますけれども、結局、今ある利用促進策でない形を、まちづくりということから、考えていって、今すぐできるところ、もしかして、使われてない駅舎、利用されていない駅舎というのは、そういう形で使われるのなら、皆さんの合意って得られやすいのかなというふうに思ったりしましたので、ぜひ、そんなことについても検討をお願いしたいなというふうに思います。

それから、次ですけど、予算特別委員会の時に、町長の発言で、ちょっと違和感というか、疑問符をちょっと持ったのが、今の活性化同盟会がありますけれども、岡山県側から、そういう同盟、連盟についての提案があった時の話が、確か出たと思うんです。

その時に、町長の発言は、どちらかと言うと、岡山県側との連盟発足について、否定的なように、私は捉えたんですけども、間違いですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 一緒に、これ今から、そこと、こういう状況の中で、活動していくという、今の段階で、それは、これまでの、私たちが上月間、姫路上月間という形で、ずっと電化促進期成同盟会から引き続いて、現在の利用促進・活性化同盟会がやっている、これだけの歴史と実績を持ってやっているところが、そちらと一緒にいって、今、そういう新しい形で、広い姫新線という長い、例えば、津山なら津山、姫路津山間のようなものに入っている活動をするということについては、これは、今、ちょっと、逆に、これまでの、これから JR や県とも話をしたり、いろんなところで、そういう運動をしていく上では、プラスには、あまりならないだろうということを申し上げたところです。

何も、岡山県は岡山県で、そうした同盟会をつくられるのは、それは、もっと、そこはやっていただきたいですし、その運動が一体的になるぐらいまで盛り上がったり、実際に、活動をされれば、そこは、また、兵庫県と岡山県連携をさせていただければいいわけです。

やっぱり、行政としての1つの岡山と、それから、兵庫県という、そこにも大きな境がありますし、鉄道についても、今、西日本鉄道の中で、神戸支社と中部と、そこで、本当に切れてしまっているんですね。

だから、なかなか、同じ土俵の上で、話ができないという状況の中では、今すぐに、そういうところへ加入するのは、一緒になって加入するのは、これは、マイナス面のほうがあるんじゃないでしょうかということを申し上げたところです。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 例えば、新見市とか、津山市の議会から、そういう話があつて、議会にも、あるいは行政のほうにも、そういう声があったとした時に、対応としては、そうすると、参加されますか。どういう対応をされますか。いかがですか。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ですから、私は、そこへ1つの組織として、中に、姫新線、例えば、姫路津山間の、そうした活性化同盟会というような形になるのであれば、それは、今のところ参加することはないと思います。

ただ、その運動として、それは兵庫県も4つのところもあって、そこそこに協議会設けていますし、今後、岡山県のほうも、どこの路線が対象になって、そういう議論をされているのか分かりませんが、そういう中で、みんな西日本の鉄道ですから、これはJRのいう1つの枠の中になるわけですが、一緒に参加を、そこに、協議会と言いますか、JRとの話し合う場というようなところがあれば、そこは一緒に参加したらいいわけですが、何も一緒に席をするんじゃないで、同盟会として1つの組織にしてしまうのは、それは、ちょっと、まだ、岡山県のほうは、そこまで、十分に、今までの活動と、準備もされていないというような、私は、判断をしております。

[廣利君 挙手]

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 今回、ちょっと、いろいろ調べていく中で、新見市の議会の方とも、ちょっと、話すことができました。

それで、そうすると、町長が答弁の中でも言われていましたように、上下分離方式というのを、姫新線ではありませんけれども、芸備線で上下分離というのは、上と下。上をJR、下、線路を行政負担していくということで、芸備線については、まだ、確定ではないようですけど、そういう上下分離方式でやろうということで、存続を図っていくということなんです。

それから、以前、一般質問だったかで、ちょっと、私、触れさせていただいたんですけど、滋賀県の三日月知事が提案されているのは、名称は交通税だったというふうに思うんですけども、交通税の創設と。これは県内のローカル線を守るということが主眼ですけども、そういうことからすると、ちょっと、姫新線のところについては、姫路市から何の発信もないし、たつの市からも特になんかという状況にあるんですけども、そうすると、やっぱり、確かに、岡山県側の活動は、遅れておったというところがありますけれども、危機感から、いろんな議論が巻き起こっていますので、姫新線の姫路から津山、新見までという形での存続に向けた運動というのは、やっぱり強力で発信をしていくべきかなというふうに思うんですけども。再度になりますけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 何度ものお答えになってしまうんですけども、同じようなお答えになるかもしれません。

確かに、この今、姫新線については、たつの市の市長が代表で入って、そうした協議会に入っていていただいております。

廣利議員は、たつのや姫路から、何の発信もないというふうに言われますけれども、そうした中で発言もし、姫新線利用促進・活性化同盟会、これは姫路市とたつの市と佐用と一緒に活動を、今までしてきましたし、これからも活動してまいります。

ですから、そういう意味で、何も佐用町だけが、そちらに入って、新たに一緒になってというわけにはいきませんし、これはもう当然、姫路市、たつの市も一体となって必要であれば、姫新線として、また、岡山県側との一緒になった行動も必要になる時も来ると思いますし、ですけど、活動としては、それぞれが、岡山県、兵庫県という中で、より深い、そういう提案も含めて、いろんな案も含めて議論していったらいいと思いますから、決して、一緒になったから、それが強い活動になるわけでもありませんしね。

今、姫新線利用促進・活性化同盟会、2市1町で、当然、強力に、これは取り組んでいかなければならない問題であります。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 以上で終わります。

議長（小林裕和君） 廣利一志議員の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了しました。

議長（小林裕和君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、3月17日から19日までは本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。
次の本会議は、3月20日、月曜日、午前9時30分より再開します。
本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時36分 散会
